

第三 宅地建物取引主任者資格試験事業

はじめに

当機構は、昭和62年5月に当時の建設大臣より宅地建物取引主任者資格試験（以下「試験」という。）の指定試験機関としての指定を受け、昭和63年度からその実施に当たってきた。以来、平成20年度の試験をもって21回を数えるに至った。この間を振り返ると、バブル経済の崩壊や失われた10年に象徴されるように我が国が戦後初めて経済的な挫折を経験するとともに、少子・高齢化やグローバル化の急速な進行など、社会の大きな質的変容にさらされた時代であった。

なかでもバブル経済の発生・崩壊は不動産市場に端を発したものであったため、その影響は当然ながら試験の規模にも大きく及ぶこととなった。受験申込者は、昭和63年度の28万人から平成2年度には42万人へと急増した後、一転急減と長い低迷の時代に入り、平成13年度には20万人強の水準にまで減少した。

その後は、景気回復も背景としつつ6年連続の増加に転じ、平成19、20年度にはバブル経済期の規模に近い26万人を超える受験申込者数を記録した。

このように、元来が大規模な試験にあって受験申込者数が大きく上下動したため、試験の実施体制や試験事務にも様々な困難が生じた。そうした中でも、重大な事故やミスがなく、21回の試験を無事実施してきたことは、当機構としてもひそかに自負するところである。

しかし同時にこれは何よりも、国土交通省、都道府県、協力機関をはじめ、関係各位の協力・支援があったからに他ならない。特に協

力機関には、各都道府県における現場の事務を強い責任感を持って当機構と一体となって担い支え続けて頂いた。

また、試験会場を提供して頂いた大学や高等学校等、更には電算処理や印刷等の業務に当たって頂いた関係機関にも深く感謝したい。

今回、RETIO「25周年記念特集号」の発行に当たり、過去を総括し、その成果と反省の上に立って更によりよい試験の実施を目指さなければならないとの思いから、以下のとおり、これまでの試験事務の変遷とともに、各種統計データ等を一覧できるように整理した。

当機構においては、今後とも、試験の適正かつ確実な実施を旨としつつ、受験者の利便性の向上や、良好な受験環境の確保になお一層の努力を続けていく所存である。

一 試験の発足

1 発足の経緯

試験は、昭和33年度に宅地建物取引員試験として発足した。これは、昭和32年の宅地建物取引業法の第二次改正により、宅地建物取引業者の質の向上を図るため、昭和34年8月1日から、事務所ごとに都道府県知事が行う試験に合格した宅地建物取引員を専任の取引主任者として1人以上置かなければならないこととされたことによるものである。

都道府県知事が行う試験の実施に係る基本方針については、建設大臣の諮問機関として設置された宅地建物取引員試験選考制度調査会において審議され、昭和32年10月22日の同調査会答申に基づき、関係省令が制定された。

試験は、都道府県知事が毎年少なくとも1回行うものとされたが、都道府県ごとに独自に試験を行うと、宅地建物取引員の質が統一されず、不都合を生ずる恐れがあるため、昭和33年度の第1回試験以来、都道府県知事の申し合わせにより、全国共通の問題を作成し、共通の日に行うこととされた。

2 名称変更（法改正：昭和39年）

昭和39年の宅地建物取引業法の第四次改正により、宅地建物取引員（取引主任者）の資質の向上を図るため、翌年の昭和40年4月1日から、宅地建物取引主任者資格試験に改められた。

3 受験資格

昭和33年度の試験制度導入時点では、受験資格は設定されず誰でも受験できたが、前述の試験の名称が改められた昭和40年度に受験資格が設けられ、①学校教育法による高等学校を卒業した者、②若しくは宅地建物の取引に関し2年以上の実務経験を有する者、③又は都道府県知事がこれらと同等以上の知識・能力を有すると認めたと定められた（※注：受験資格は平成8年度に撤廃）。

4 試験の基準及び内容

試験は、宅地建物取引業法施行規則第7条により、宅地建物取引業に関する実用的な知識を有するかどうかを判定することに基準を置くものとされ、同第8条により、その試験すべき内容は、おおむね次のとおりとされている。

- 一 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関する事。
- 二 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関する事。
- 三 土地及び建物についての法令上の制限に

関すること。

- 四 宅地及び建物についての税に関する法令に関する事。
- 五 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関する事。
- 六 宅地及び建物の価格の評定に関する事。
- 七 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関する事。

5 出題数等

試験制度の導入時は、①受験資格なし、②法令集の試験室への持ち込み可、③試験問題の持ち帰りは不可、④出題数は30問、⑤試験時間は2時間30分とされた。

なお、①受験資格は平成40年度に設けられたが平成8年度に撤廃、②法令集の持ち込みは昭和49年度に禁止、③試験問題の持ち帰りは昭和63年度に解禁、④出題数は、昭和40年度に40問、昭和56年度に50問と増加、⑤試験時間は昭和36年度に2時間に変更と、それぞれ見直しが行われて現在に至っている。

二 民間移譲

1 臨時行政調査会答申等

試験は、昭和33年度の制度発足以来、昭和62年度まで都道府県が直接実施してきたが、昭和63年度以降、財団法人不動産適正取引推進機構（以下「機構」という。）が実施している。

これは、昭和58年3月14日の臨時行政調査会の「行政改革に対する第五次答申（最終答申）」及び昭和60年7月22日の臨時行政改革推進協議会の「行政改革の推進方策に関する答申」において、「指定試験機関制度の導入を図る等により、その全部又は一部を民間団体等に移譲する」旨、試験の民間委譲に関する提言がなされ、この提言に基づき、機構が

指定試験機関に指定されたことによるものである。

上記答申の主旨は、次のとおりである。

- ① 試験は、都道府県において毎年1回実施しているが、試験会場・試験監督員の確保、試験問題の作成・採点等の試験事務は、一時的に大量の事務処理を必要とするため、都道府県にとってはかなりの負担となっていること。
- ② これらの試験事務は、定型的なものが多く、行政機関としての裁量的判断を要するものが少ないため、行政事務の簡素合理化、民間活力の活用の観点から、一定の能力と公平な立場を有する民間団体を活用することが適当であること。
- ③ これにより、都道府県においては、これまで以上に宅地建物取引業の健全な発達を促進するための振興行政及び不動産取引に係る消費者保護行政に専念することが可能であること。

2 法改正【昭和62年4月1日施行】

前記答申を受けて、試験事務を民間団体に移譲することができるようにすべく、第104国会に、機関委任事務の整理合理化の一括法案の一部として提出されたが、同国会においては、解散により廃案となった。

その後、第107国会に、同旨の内容の「地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律」の一部として提案され、可決成立し、昭和61年12月26日公布、昭和62年4月1日に施行された。

3 指定試験機関の指定【昭和62年5月11日】

昭和62年5月11日、建設省告示第1070号により、機構が指定試験機関として指定されるとともに、すべての都道府県知事より同年6

月から12月にかけて委任を受け、昭和63年1月1日から機構が試験事務を行うことになった。

なお、機構の業務については、昭和62年4月6日に寄付行為に試験事務を加える旨の変更が認可された。また、同年5月27日に試験事務規程が建設大臣の認可を受けた。

三 実施体制の整備

1 機構の組織体制の整備

機構においては、昭和62年5月試験部及び試験第一課、同10月常務理事、昭和63年4月試験第二課、同5月試験第三課をそれぞれ設置し、逐次、組織体制の整備を図った。

2 協力機関の選定と業務委託

試験は都道府県ごとに実施するため、試験会場の確保、試験案内の配布、受験申込受付、当日の試験監督等及び合格発表等、試験地（都道府県）における事務を円滑に進めるには、試験地での事務を行う機関が必要となる。

このため、都道府県知事の推薦を受けた都道府県の外郭団体又は業界団体を協力機関として、試験地における事務を委託することとした。協力機関は、都道府県によって事情が異なり、当初は、都道府県の外郭団体等15、業界団体32で構成され、昭和62年中にすべて決定し、昭和63年4月1日付で業務委託契約を締結した。

3 試験事務マニュアルの作成と試験事務説明会の開催

(1) 試験事務マニュアルの作成

協力機関の試験事務の習熟に向けて、都道府県宅地建物取引業法主管者協議会の庶務県の担当者の協力を得て、試験事務マニュアルを作成することとし、昭和62年12月、63年1

月、同3月の3回にわたり試験事務マニュアル検討委員会を開催して、試験事務マニュアルを作成した。

マニュアル作成に当たっては、代表庶務県である東京都のものを原案として、これに各庶務県の意見を取り入れて完成させた。

(2) 試験事務説明会の開催

前記の試験事務マニュアルを協力機関に配布するとともに、昭和63年4月、すべての協力機関を一堂に集め、試験事務全般に係る試験事務説明会を開催した。

次に、昭和63年6月から7月にかけて、申込受付事務について協力機関をブロックごとに分けて説明会を開催した。続いて、9月に、試験当日の試験監督事務等について同様にブロックごとに説明会を開催した。

また、試験が終わった後の11月には、合格発表に関する事務について、再度すべての協力機関を一堂に集めた説明会を開催して、試験事務の遺漏なきを期した。

4 都道府県の指導・協力

試験の実施主体は都道府県知事であり、都道府県の担当部局とは緊密な連携を図る必要がある。そこで、建設省主催の全国宅地建物取引業法主管課長会議及び同担当者会議（昭和63年2月、6月、10月）のほか、都道府県宅地建物取引業法主管者協議会の庶務県・幹事県会議及び同ブロック会議（昭和63年4月、6月、9月、11月）において、逐次、状況を説明し、都道府県の指導・協力を仰いだ。

四 昭和63年度試験

1 試験の周知（実施公告とPR）

試験の実施に当たっては、宅地建物取引業法施行規則第10条の規定に基づく試験の施行及び試験の期日等の公告（実施公告）をしな

ければならない。昭和63年度試験に係る実施公告は、昭和63年5月20日（茨城は5月26日、栃木は5月31日）に行った。従来、都道府県はすべて都道府県公報に実施公告を登載していたが、機構への試験事務の委任に伴い、公報への登載ができない県も生じたために、47都道府県のうち23県については、地方紙への掲載により行った。

また、試験のPRについては、昭和62年度試験の際に、昭和63年度の試験からは制度変更になる内容の試験案内ポスターを掲示するとともに、昭和63年5月に都道府県ごとに所要の場所に約1万枚のポスターを掲示した。

併せて、都道府県の協力を得て、都道府県広報紙への掲載や、ラジオ・TV放送等を行うとともに、一般紙及び専門紙等へも掲載し、その周知徹底に努めた。

2 試験案内の作成・配布

昭和62年度まで、試験日、試験時間、試験問題、受付期間及び合否の判定基準等、試験の基本的事項は全国統一、その他の細部の事務はそれぞれの都道府県対応とされていた。

このため、試験案内は、都道府県ごとに作成されていたが、機構で試験事務の委任を受けるに伴い、全国共通のものとする事とし、受験申込書と受験手数料払込票を綴じ込んだ試験案内（12頁・無料配布）を作成した。

この試験案内は、昭和63年7月11日から8月5日まで、全国573か所で受験希望者に配布した。試験案内は、希望者が多かったため途中で増刷し、最終的には全国で約60万部を配布した。

3 申込受付

申込受付は持参受付を原則として、昭和63年8月1日（月）から5日（金）までの5日間、全国116か所で行った。申込者が多い東

京、神奈川、千葉及び大阪では、一般受付のほか、団体受付も実施した。また、26県では郵送受付を行った。この機構においては初年度となる昭和63年度の申込受付について、従来都道府県が行っていたときの相違点は、次の二点である。

- ① 受験手数料の払込みを従来の都道府県の収入証紙に代えて、郵便振替又は銀行払込みによるものとしたこと（都市銀行13行、信託銀行7行の計20行を機構の指定銀行として指定したが、結果的には、郵便振替が約77%、銀行払込みが23%の割合であった。）。
- ② 受験申込書を電算処理するため、コンピュータ入力票を設けたこと（大量の申込みを迅速に処理することができた反面、記入ミスや、同一の内容を二度書くことによる苦情が寄せられたために、コンピュータ入力票は翌年度の平成元年以降は廃止した。）。

4 申込者数

昭和63年度の申込者数は280,660人で、前年度の昭和62年度に比べて61,571人増（28.1%増）となった。昭和33年度の試験制度の発足以来約10年間は、多くても5万人に満たない人数で推移していた。

その後は、昭和47年度の対前年度比51,737人増の174,306人、昭和48年度の同19,504人増の193,810人と激増した時期を除けば、以後は落ち着き、昭和50年代後半は12万人前後から15万人台で推移していた。

昭和60年代に入って、昭和61年度150,437人、昭和62年度に219,089万人と急増し、このとき初めて20万人を超えた。それが、機構が指定試験機関として試験を実施した昭和63年度に一挙に280,660人となり、制度発足以来の最高規模となったものである。

それまで、都道府県が直接実施していたと

きの申込者の累計が30年間で2,765,981人であるため、昭和63年度の規模は、その1割強に当たる。

昭和63年度に申込者が急増した要因としては、①試験の規模（申込者数）は、社会経済状況、とりわけ不動産市場の動向に連動していること、即ち、地価高騰は、東京ではおさまったものの高値で推移するとともに地方に拡大し、全国的に不動産に対する関心が高まっていたことに加えて、②法改正により、宅地建物取引主任者の設置義務が10人に1人から、5人に1人とされたこと、③不動産関連企業では新入社員その他の受験を奨励していること、学生と主婦の申込者が増えたこと、④その他いわゆる受験産業の成長等が考えられる。

5 試験会場の確保

申込者が予測を超えて増加した結果、大都市部では、当初確保していた試験会場だけでは足りなくなり、申込受付終了後の8月に、急遽、試験会場の確保に奔走することになった。

当該協力機関の努力及び都道府県の支援により、東京11、大阪6会場等、全国で30余の会場（約900試験室）を追加して、合計168の試験会場（4,113試験室）を確保することができた。その内訳は、大学及び短大が61会場（約165,000人）で全体の約60%、高校が73会場（約82,000人）で全体の約30%、残りは、中学が8会場（約9,000人）、専修学校が20会場（約24,000人）、その他6会場（約1,000人）である。

地方部の23県では一つの試験会場で対応できたものの、大都市部では前述のように、東京38、大阪・兵庫12、愛知10会場等、多くの試験会場の確保を必要とした。

6 試験実施

試験は、10月16日（日）に実施し、受験者数235,803人、受験率84.0%であった。

当日の試験監督員等として各協力機関が確保した試験本部員、試験監督員及び監督補助員（アルバイト）は、全国で合計12,000人に入った。解答用紙は、マークシート方式で、受験番号と氏名のふりがなをあらかじめ印字したものを採用した。

昭和63年度の試験は、都道府県の指導及び協力機関の努力により大過なく実施することができたが、試験会場によっては、違法駐車、放置ゴミ等、以後検討を要することになる課題が散見された。

7 合格発表

合格発表は、11月24日（木）に全国统一して行った。合格者数39,537人、合格率16.8%であった。合格者には、理事長名の合格証書（委任都道府県知事の職名記載）を簡易書留で発送するとともに、全国219か所で合格者名簿を掲示した。また、東京、大阪、滋賀、千葉及び栃木の5都府県では、いずれも11月24日付でそれぞれの都府県公報に登載した。

試験の実施結果については、電算処理により全国及び都道府県ごとに合格者の概要を作成し、建設省記者クラブ及び都道府県記者クラブで発表した。

五 バブル経済期における試験事務

1 試験事務マニュアルの改定とビデオの制作

試験事務全般について記載した試験事務マニュアルについては、昭和63年度に初版を作成し、以後毎年改定している。また、試験当日の事務処理の流れを映像化し、視覚に訴え

ることにより、統一かつ円滑に試験事務を遂行できるよう、平成2年度に試験当日の試験本部員・試験監督員が行うべき事務を説明したビデオを制作し、協力機関に配布した。

2 試験の周知（実施公告とPR）

試験の実施に当たっては、日程その他についてあらかじめ周知措置を講じなければならない。宅地建物取引業法施行規則第10条の規定に基づく実施公告は、毎年5月中旬（※注：現在は6月の第1金曜日）に都道府県公報又は地方紙に掲載するとともに、試験案内ポスターの掲示、都道府県広報紙等への掲載を通じて周知を図った。

昭和63年度試験の実施の際には、受付処理後の事務量を勘案して、申込受付期間を都道府県が直接実施していたときより1か月早めたところ、受付期間終了後にPRが不十分ではないかといった苦情が寄せられた。そこで、翌年の平成元年度から、試験案内の配布開始前に各県の主要紙に新聞広告を掲載して、周知徹底を図ることとした。具体的には、試験案内の配布開始直前の金曜日の朝刊に、中央紙については県版、地方紙については社会面に突出して行った。

平成5年度からは、掲載内容のレイアウトを一新し、縦書きから横書きへの変更、活字のポイントの拡大、強調すべき事項のゴシック化等を講じた。また、試験案内ポスターについても、掲示の利便性を考慮して、大小・縦横の四種類を用意した。

3 試験案内の作成・配布

昭和63年度試験の実施の際に、初めて全国共通の試験案内（12頁・無料配布）を作成したが、平成元年度には、昭和63年度の要望等を踏まえ、記入例を見開きにした上で記入要領や諸手続を分かりやすく記載するとともに

に、黒・赤の二色刷りにするなど、大幅な改善を行った。

試験案内の配布場所は、昭和63年度の573か所（申込受付場所118か所）から、平成元年度735か所（同125か所）、平成2年度745か所（同125か所）、平成3年度749か所（同122か所）、平成4年度755か所（同117か所）、平成5年度762か所（同117か所）と、申込者の利便性に配慮して、逐次、増加を図った。

4 試験会場の確保

試験の実施に当たっては、あらかじめ前年度の申込者数等を勘案して算定した予定人員について所要の試験会場を確保することとなるが、申込者数が予測と大きく相違すると、試験会場の追加又はキャンセルが必要となる。

昭和63年度から平成2年度にかけては、申込者が激増した。これは、当初の予測をはるかに上回るものであったが、それが判明するのは、申込受付が終った8月上旬であり、その時には、大学、高校等は既に夏休みに入っている。

他方、9月末には、試験会場及び試験室を確定し、受験番号を付与した受験票を発送しなければならない。この短期間に、これら多数の申込者の追加会場を確保することは容易ではない。そうでなくても、試験会場の確保は、学外不使用・地域優先等の学校の方針や、学内行事・対外行事・増改築等の諸事情があり、また、情報処理・英検等他の試験と競合すること等から困難を極める。

それを短期間に期限を切られて探さなければならぬことは、試験会場の確保に当たる協力機関にとっては、相当厳しい事務を強いられることになる。しかし、各協力機関の努力と都道府県の協力を得て、この間、何とか必要な試験会場を確保することができた。

5 申込者数

いわゆるバブル経済は、昭和61年秋の都心部の地価高騰から始まったとされている。

機構が指定試験機関として指定され、試験を開始した昭和63年度から平成5年度までは、このバブル経済の発生から崩壊までの真っ只中にあり、申込者の未曾有の激増、激減による規模の試験を実施した時期である。この間、前半の昭和63年度からの3年間は申込者が激増し、後半の平成3年度からの3年間は申込者が激減した。

具体的には、昭和63年度は対前年度比61,571人増の280,660人、平成元年度は同58,622人増の339,282人、平成2年度には同83,622人増の422,904人と42万人を超えた。

一方、平成3年度からの3年間をみると、平成3年度は対前年度比74,896人減の348,008人、平成4年度は同65,202人減の282,806人、そして平成5年度には同40,594人減の242,212人と減少した。前半の3年間で約20万人増えて、後半の3年間で約18万人が減少したことになる。

6 試験会場の追加及びキャンセル等

バブル経済期においては、予測を超える申込者数の増減により試験会場の追加又はキャンセルが相次いだ。まず、前半の激増期における追加は、昭和63年度30会場、平成元年度17会場、平成2年度30会場、逆に、後半の激減期におけるキャンセルは、平成3年度33会場、平成4年度14会場、平成5年度6会場となっている。

また、試験会場の中には、直前になって、改修工事、学内行事又は市民祭等のため、やむを得ず変更せざるを得ないところもあった。この場合は、平成2年度2会場、平成3

年度1会場が発生し、代替の試験会場の確保とその周知措置について日程的に厳しい事務を強いられたものの、協力機関の努力により無事対処することができた。

昭和63年度から平成5年度までの間で、継続して確保できた試験会場は、34県68会場で、このうち、すべて特定の試験会場を確保することができたのは10県のみである。

7 申込受付

(1) 受付事務

申込者が多数に及ぶ都道府県では、申込受付の円滑な処理を図るために、団体申込みを認め、一般申込みと別に対応した。申込者の激増期の平成2年度には、12都道府県で約37,000人の団体申込みがあった。一方、申込者の激減期には、減少幅が一般申込みを上回り、平成5年度には19,000人弱に止まった。

申込受付場所は、前述のとおり120か所前後で対応した。申込受付場所は、実施公告及び試験案内に掲載した。実施公告後に受付場所を変更し変更公告を行った代表的な事例は、平成3年度に、長崎で当初島原でも受け付けることとしていたものを、雲仙・普賢岳の噴火に伴い取り止めたことが挙げられる。

受付期間は、都道府県が実施していた時と同様に5日間を設定した。この間の申込者の動向としては、初日と最終日が多く、また、雨が降ると減少する傾向にあった。受付時間は、午前9時30分から午後4時30分までとしたが、毎年最終日の締切間際のかけ込みが多い状況であった。

申込者の激増期には、受付処理に時間を要し、炎天下に長時間並ばせるのかといった苦情が寄せられた。その代表的な事例を挙げると、昭和63年度の東京都の受付最終日の締切時間間際には、受付会場の東京電機大学から学士会館まで3kmを超える申込者の行列が続

き、申込者のみならず周辺の店舗からも苦情が寄せられたことである。このときは、翌年の平成元年度から、收容人員の多い日比谷公会堂に代えたところ、そうした苦情はほぼ解消した。

(2) 受験手数料の改定【平成5年度】

受験手数料は、都道府県が実施していた昭和60年度にそれまでの4,000円から5,000円に改定されて以来据え置かれていたが、平成5年度に7,000円に改定され、現在に至っている。

(3) 受験申込書の改善と顔写真サイズの変更

受験申込書については、平成元年度に大幅な改善を図った。申込者からの苦情が多かったコンピュータ入力票を廃止するとともに、記入欄等について色掛けするなど、申込者の利便性に配慮した改善を行った。

また、受験申込書の住所欄の記入ミスが意外に多く、その理由としては、記入欄にあらかじめ市区町村・番地を印刷していることも考えられたため、平成4年度にこれを削除した。

このほか、実務経験証明書については、昭和63年度の施行規則改正に基づき、平成元年度から従業者証明書番号の記入欄を設けた。また、顔写真については、不正受験防止の徹底を図るため、平成2年度から縦5cm×横5cmのサイズに拡大した。

(4) 受付票の交付

持参申込者を対象に受付が終わった段階で、表面に注意事項と試験会場の案内図、裏面に試験室の配置図を記載した受付票（B4判縦・横書）を交付した。

試験会場の案内図には、申込者の利便性を考えて、利用する交通機関、最寄りの駅からの経路及び所要時間等を記載した（※注：受付票は、平成16年度以降、すべての申込者を対象に交付し、様式は「はがき」を用いている。）。

(5) 受験票の発送

受付事務が終了すると、受験申込書を電算処理して、受験番号を付与した受験票（はがき）を発送することとなる。受験票は、概ね試験日の3週間前に発送した（※注：受験票は、平成17年度以降、個人情報保護の観点から、圧着式のはがきを採用している。）。

受験票が届かないという苦情は、毎年、0.2%程度寄せられた。届かない理由は、①転居届を出していないか又は間に合わなかった、②受験申込書の住所欄の記入ミス、③郵便局の誤配又は盗難等が考えられる。受験票が届かない旨の問い合わせには、受験番号を教示し、試験当日に試験会場で受験票の再発行を行った。

(6) 受験番号の表記

受験番号は8桁で設定し、前の4桁が試験会場のコード番号、後の4桁が試験会場ごとの通し番号（個人番号）を表している。

昭和63年度は、これを区切らず8桁のままベタ打ち表記したために、分かりにくいといった苦情が寄せられた。これを踏まえ、平成元年度から試験会場のコード番号の4桁の次にハイフンを入れて分かりやすくした。

8 試験当日の事務

(1) 試験監督員等の確保

試験会場の確保と並行して、試験本部員、試験監督員及び監督補助員（アルバイト）の確保も図らなければならない。10月の第三日曜日は行事が重なる時期であり、また、協力機関の過半を占める宅建業界にとって日曜日が休日であるとは限らない。このため、試験当日になって急にキャンセルが発生する場合がある。そうしたときの予備も見込まなければならない。申込者の激増期には、その確保に苦勞することとなる。

一方、申込者の減少期には、試験監督員等

の必要数も低減し断らざるを得ない。申込者が激増・激減したこの時期には、協力機関は試験監督員等の確保に相当苦勞したが、その適切かつ的確な対応により必要な試験監督員等を確保し、大過なく試験を実施することができた。

この間、試験監督員等を全国で確保した合計は、昭和63年度約12,000人、平成元年度14,349人、平成2年度18,579人、平成3年度16,012人、平成4年度13,134人、平成5年度11,384人である。

(2) 試験会場の間違い防止等

試験会場の名称が他によく似たものがあるときは、受験者が試験当日に間違える場合が生じる。これを防止するため、受験票に注記を行いその防止に努めた。また、過年度の受験票を持参して試験会場を間違える受験者もいるため、受験票の色を毎年変えることにより、その防止を図った。

一方、他の行事のため周辺道路に交通渋滞を来たし、試験会場に到達するのに時間がかかることがあらかじめ想定されることがある。例を挙げると、平成2年度及び3年度における三重の松坂大学（鈴鹿F1）、平成5年度の宮崎大学（世界ベテランズ陸上大会マラソン）等があるが、事前に新聞広告等の周知措置を講じて遺漏なきに努めた。

(3) 解答用紙の記入欄の改善

解答は電算処理するため、マークシートを採用している。解答番号の塗り潰し欄は、昭和63年度からの3年間は短冊型のスペースの小さいものであったが、平成3年度に電算機器を一新したことにより、たまご型の一回り大きいものに改善した。

また、受験者が解答番号のチェックミスをしないように、平成元年度から1問おきに網掛けとするとともに、5問ごとに区画線を入れることとした。見やすさの改善については、

平成2年度から用紙の色を黄からローズに改めるとともに、「記入上の注意」を黒字で表記することにした。

(4) 途中退出の禁止

昭和63年度の試験において、一部でポケットベルの利用による不正受験の疑いがある旨の報道がなされた。昭和63年度は、午後2時～2時30分の途中退出と途中退出者の試験問題の持ち帰りを認めていたが、この報道を契機として、平成元年度に、途中退出者の試験問題の持ち帰りを禁止するとともに、途中退出は午後2時～2時15分に限ることとした。

さらに、平成2年度からは、①体調不良により救急車で病院へ搬送された者、②総括試験監督員の指示する場所で休養していた者、③そのほか、真に止むを得ない事由があると認められる者を除き、途中退出を一切禁止することとした。

また、ポケットベル及び携帯電話についても試験室内への持込みを禁止し、その旨周知徹底を図るとともに、誤って持ち込んだときは、試験監督員が預かることとした。

(5) 試験会場の管理等

試験会場は、一部の例外を除いて、自家用車での来場を禁止している。試験会場周辺での受験者の違法駐車は、周辺の店舗や地域住民等から苦情の電話等が試験会場に寄せられ、翌年以降の使用を断られる事態を引き起こすことになる。

このため、平成3年度から、受験申込書に自家用車禁止の誓約条項を入れることとした。また、試験会場によっては、警備員を配置するなど、その防止に努めた。

一方、煙草の吸い殻の後始末も重要であり、特に、高校・中学は厳格に対応しなければならない。トイレの吸殻を見落して使用を断られた例もあり、試験会場の清掃及び最終確認に当たっては、協力機関に対しその徹底を図

るよう求めた。

(6) 試験時間の繰下げ措置

他の試験では、地震、台風及び交通事故等により、試験時間の繰下げ等が行われることがあるが、宅建試験においては、この間試験時間の繰下げ措置を講じたことはなかった。

平成5年度に、千葉の東武野田線で人身事故があり、午前10時40分から柏駅と野田駅の間が不通となった。このため、試験会場の東京理科大学での開始時間の繰下げ措置が考えられたが、結果的には、午前11時30分に開通し事なきを得た。

9 合格発表

合格発表は、合格者名簿の掲示により行い、掲示期間は原則3日間とした。一部の県では都道府県公報にも登載した。掲示場所については、逐次その増加に努めた。

この間の掲示場所は、昭和63年度219か所、平成元年度291か所、平成2年度306か所、平成3年度314か所、平成4年度318か所、平成5年度323か所であった。

合格者には、合格証書と登録手続及び実務講習に関するパンフレットを同封して郵送した。

また、合格者の概要に係る全国及び都道府県ごとの状況について、建設省及び都道府県の記者クラブで発表した。

六 バブル経済崩壊後の試験事務

1 法改正等

(1) 受験資格の撤廃【平成8年度】

昭和40年度から平成7年度までは受験資格が設けられ（※注：昭和33年度～平成39年度は受験資格なし）、①学校教育法による高等学校を卒業した者、②宅地又は建物の取引に

関し2年以上の実務の経験を有する者、③都道府県知事が建設省令で定めるところにより前各号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者のいずれかに該当しないと受験することができなかつた。しかし、平成8年度から受験資格が廃止され、誰でも受験できることとされた。

受験資格が設けられていた時期は、旧制の学校で国外に所在していた場合や既に学校が廃止されている場合又は勤務していた会社がなくなっていた場合には、その証明に困難を要した。

申込者にとっては証明資料の提出、また、審査する側にとってもその確認に時間を要し、事務処理が煩雑であったが、この受験資格の撤廃により、その事務が解消された。

(2) 試験の一部免除制度の創設【平成8年度創設・9年度運用開始】

平成7年度の宅地建物取引業法の第11次改正により、国土交通大臣が指定する指定講習機関である財団法人不動産流通近代化センター（平成8年8月指定）が行う講習を修了した者については、試験の一部を免除することとされた。

この講習は、宅地建物取引業に従事している者に対し、宅地建物取引業に関する実用的な知識、宅地建物取引業に係る紛争の防止に関して必要な知識、業務に従事する者の業務の適正化及び資質の向上を図るため必要な知識の習得を目的としている。

講習の課程は3か月間の通信教育と2日間のスクーリングで構成される。

講習の修了試験に合格した者は、講習修了者証が交付され、合格した日から3年以内実施される試験を受験する場合に試験の一部が免除される。

制度の創設は平成8年度であるが、講習の開催期間等により、実際に運用されたのは平

成9年度からである。免除される分野は、施行規則第8条第1号及び第5号であり、具体的には、試験問題50問中、問46から問50問までの5問が免除される。

(3) 機関委任事務から自治事務への変更【平成12年度】

平成7年5月19日の地方分権推進法の制定に伴い、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）が平成11年7月8日に成立し、この中で宅建業法の一部も改正され、試験については、平成12年4月1日から、それまで建設大臣の機関委任事務だったものが都道府県の自治事務とされた。

これに伴い、従来、宅地建物取引業法施行令第2条の3で規定されていた受験手数料の額7,000円は、地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定めることとされた。

この場合において、「手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（標準事務）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例で定めなければならない」とされた。

具体的には、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年1月21日政令第16号）により標準事務と標準金額が定められ、この政令に基づき、都道府県は条例を定めて手数料を徴することとなった。また、指定試験機関が試験を実施する場合は、試験指定機関に納め、その収入とすることも条例で規定された。

このため、受験手数料は平成5年以降改定されていないが、今後改定する場合には、47都道府県における条例改正が必要となる。

2 試験監督等事務に係るビデオ(DVD)の更新

試験当日の試験本部員・試験監督員が行うべき事務を映像化したビデオは、平成2年度に制作し、協力機関が行う試験監督員説明会等における有効活用を図ってきた。

以後、制度改正等に対応し、平成7年度と平成10年度に更新した。その後、携帯電話の急速な普及に伴いその取扱いを平成13年度に変更したことや、途中退出者の解答用紙の取扱いを平成15年度に変更したこと等に併せて、平成16年度にこれらの変更に対応した更新を行った。この更新時には、ビデオとDVDの二種類を制作した。

3 試験案内の配布等

(1) 配布場所の拡充【平成12年度】

試験案内の配布は、図書館や百貨店で配布しているところも一部にはあったが、ほとんどの協力機関は、その事務所・支部や都道府県の出先機関等を利用して行ってきた。

しかし、これらは、夜間、土・日曜日及び祝日は開いていない場合が多いために、大阪府宅地建物取引主任者センターの提言を採用して、平成12年度から、夜間、土・日曜日や祝日も営業している書店を配布場所に加えた。

以後、平成13年度に兵庫、平成14年度に千葉、東京、京都及び奈良、平成15年度に新潟及び神奈川、平成16年度に埼玉が書店を配布場所に加え、全国的に漸次浸透している。

(2) 機構ホームページへの掲載【平成13年度】

平成13年度から機構のホームページに、試験日時、試験案内の配布期間・配布場所及び合格発表日等を掲載した。この機構のホームページへの掲載措置に伴い、試験案内の配布開始日の前の週に実施していた新聞広告は、

平成15年度から廃止した。

4 申込者数

バブル経済期の申込者の未曾有の激増、激減という激動の時代が終焉した後、平成6年度及び平成7年度の微増の時期を経て、平成8年度から13年度までは6年連続で申込者が減少した。宅建試験にとってこの時期は冬の時代であったと言えるが、何とか20万人台は確保してきた。

その後は、平成14年度に209,672人と対前年度比で5,043人増加した後、平成15年度の微増を経て平成19年度まで6年連続で増加した。

5 受付事務の改善

(1) すべての都道府県における郵送受付の導入【平成14年度】

都道府県が直接実施していた昭和62年度までは持参受付を原則とし、一部の県においてのみ郵送受付を実施していた。機構が試験を実施した昭和63年度には、機構において25の県の郵送受付を処理したが、これは事務処理上極めて困難であったため、平成元年度からは、郵送受付は都道府県ごとに協力機関で対応することとした。

その後、受験資格の撤廃等による受付事務の簡素化により、順次、郵送受付を拡大し、平成14年度から、すべての都道府県で郵送受付を実施することとした。併せて、申込者の利便性への配慮及び受付事務の効率化のために、平成15年度に、郵送申込用の全国統一封筒を作成した。

(2) 顔写真のサイズの変更等【平成10年度】

受験時の本人照合や、合格者の資格登録申請時に都道府県が機構から送付された受験申込書に貼付されている顔写真により本人確認を行う用途を勘案すると、顔写真の規格・耐久性については厳格な基準が求められる。

このため、平成9年度までは、顔写真の大きさは縦5cm×横5cmのサイズのみ有効としていたが、受付時にトラブルが多発し対応に苦慮する事例が多々あった。こうしたトラブル防止及び事務処理の円滑化を図るために、平成10年度から、顔写真の規格をパスポートサイズ（縦4.5cm×横3.5cm）からビザサイズ（縦5cm×横5cm）までの範囲とし、そのサイズに幅を持たせることとした。

また、デジタルカメラにより撮影したものは認めていなかったが、デジタルカメラの性能の高度化に伴い、平成14年度から、印画紙に焼き付けたものであれば認めることとした。

(3) 押印欄の廃止【平成10年度】

受験申込書の誓約条項の確認のために押印欄を設けていたが、その実効性及び事務処理の効率化の視点から、平成10年度に廃止した。

(4) 本籍地の都道府県名及び外国籍の記載欄の廃止【平成14年度】

受験申込書の本籍地等記入欄は本人確認の手段として設けていたが、平成14年度から廃止した。

6 電算データ（職業区分及び対象者）の充実

試験事務は当初から電算処理してきたが、職業区分に係るデータについては、昭和63年度時点では、対象者は申込者を除き受験者と合格者に限定し、職業区分は不動産業、他業種、学生及び主婦・その他の四区分としていた。翌年の平成元年度に、対象者は受験者と合格者に限定のまま、職業区分に金融業を加えるとともに主婦とその他を分離し、計六区分とした。

平成8年度から、データの充実を図るために、申込者も対象とすることとした。併せて、職業区分も建設業を加え、現在の不動産業、

金融業、建設業、他業種、学生、主婦及びその他の七区分とした。

7 試験当日事務の改善等

(1) 天災等の際の措置要領等の策定

天災等の有事の際に協力機関が適切かつ的確に対処できるよう、危機管理に係る事務処理要領を次のとおり策定した。

① 台風・地震等の自然災害や公共交通機関の運行停止による試験実施への影響等に対応するため、最大限2時間を限度とする開始時間の繰下げや試験中止の特例について、より具体的な対応策を盛り込んだ「天災等の際の措置要領」を平成7年度に策定した。

② 試験実施の妨害行為に対応するための「試験の妨害予告等に関する措置要領」、並びに試験時間中の天災等の発生や試験妨害等があった場合の二次災害を回避するための「二次災害回避のための誘導等」をそれぞれ平成14年度に策定した。

(2) 携帯電話等無線通信機器への対応【平成13年度】

携帯電話等の無線通信機器については、不正受験防止の観点から、平成3年度に試験室内への持込みを禁止した。しかし、実態は携帯電話等の持込みが後を絶たず、また、携帯電話の急速な普及により、持込禁止措置は現実的な方法とは言えなくなってきた。

このため、平成13年度から、携帯電話等については、電源を切った上で所定の封筒に封入し、試験監督員の指示した所定の場所に置くこととした。併せて、封入していない携帯電話等の所持が判明した場合には、不正受験とみなすこととした。

(3) 途中退出者の解答用紙の取扱いの変更【平成15年度】

試験時間中に体調不良等に陥った受験者に

については、試験会場の試験本部で休養するか、救急車による病院への搬送により対応するものとし、試験終了までに再入室できなかった場合は、途中退出者として棄権したものとして取り扱い、解答用紙は無効としてきた。

平成15年度からは、総括試験監督員が認めた途中退出者については、受験したものととして、解答用紙は有効に取り扱うこととした。

8 再試験の実施と試験の開始時間の繰下げ措置【平成10年度】

(1) 再試験の実施

平成10年度に、台風10号襲来の影響による交通機関の運休又は遅延により、受験者が試験開始時間に間に合わない試験会場が発生したため、再試験を実施した。

平成10年度の試験日は10月18日であったが、再試験は、千葉の東武野田線の一時運休・遅延により影響を受けた東京理科大学の500人弱の受験者を対象に、11月15日（日）に実施した。合格発表は、本来の試験の受験者とのバランスや、不公平にならない観点から、本来の12月2日に一括して行った。再試験の実施は、機構における試験史上、このときが唯一の事例となっている。

(2) 試験の開始時間の繰下げ措置

平成10年度の台風10号襲来の影響では、試験の開始時間の繰下げ措置も講じた。

具体的な事例では、和歌山の試験会場における交通機関の一時運休や、東京の八王子の試験会場における中央線の遅延等による措置が挙げられる。

9 情報公開

(1) 合否の判定基準の公表【平成14年度】

合否の判定基準の公開について、都道府県と協議の上、平成14年度から合格発表日に合否の判定基準を公表することとした。

(2) 問題の正解番号の公表【平成15年度】

平成14年度からの合否の判定基準の公表に伴い、試験問題の正解番号についても平成15年度から合格発表日に公表することとした。合否の判定基準の公表から1年遅れたのは、都道府県の事務処理への影響について都道府県と協議する必要があることによる。

(3) 合否の判定基準・合格者受験番号等の機構ホームページへの掲載【平成14年度】

合格発表は、理事長の指定する掲示場所に、受験番号と氏名を登載した合格者名簿を掲示する方法で行っており、一部の都道府県では公報に登載している。

この合格者名簿の掲示は、合格発表から原則3日間行っているが、受験者の利便性に配慮し、平成14年度から合格者の受験番号及び合否判定基準、平成15年度から試験問題の正解番号を機構のホームページに掲載することとした。

なお、これらの情報を機構のホームページへ掲載する期間は2か月間としている。

七 最近の試験事務

1 申込者数

バブル経済期における申込者の未曾有の激増、激減という激動の時代、そして、平成8年度から平成13年度までは6年連続で申込者数が減少したものの何とか20万人台は確保してきたいわば冬の時代を経て、平成14年度から平成19年度までは6年連続で増加した。

これは、この間の大都市圏における不動産取引の活発化の追い風とともに、制度改正による登録講習の受講資格の緩和による登録講習修了者の増加が影響している。

こうした背景の下で、平成19年度はバブル経済期に次ぐ規模である260,633人、20年度は微減はしたものの260,591人の申込者を記録し

た。

平成17年度から20年度にかけての4年間の特徴としては、この登録講習修了者の申込みが急増したことが挙げられる。登録講習修了者は、平成9年度以降平成16年度までは、4,000人から6,000人台で推移していたが、制度改正を受けて17年度に20,568人と急増した後、18年度30,408人、19年度37,739人、20年度42,841人と増加傾向を維持している。

しかし、アメリカのサブプライムローン問題に端を発した金融危機は、短期間のうちに世界を巻き込み、世界経済を悪化させた。この影響は我が国の企業業績や雇用問題にまで及び、併せて、不動産市場も深刻な低迷に陥っている。こうした状況や、いわゆる受験産業の受講希望者が前年比で2割程度減少していること、また、少子・高齢化社会の急速な進展等を勘案すると、今後、申込者数が漸減していくことは必至であると言わざるを得ない。

2 指定講習制度を登録講習制度へ変更

平成15年6月18日に公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成15年法律96号。平成16年3月1日施行）の中で宅地建物取引業法の一部が改正され、国土交通大臣の登録を受けることにより登録講習機関となることが可能とされた。これに伴い、平成16年2月17日に施行規則も改正され、平成16年3月1日から施行された。

併せて、登録講習の受講要件も緩和され、受講申込時点で宅地建物取引業に従事していれば受講できることとされた。この措置は平成16年度から運用されたが、試験の規模（申込者数）に反映したのは平成17年度からである。この緩和措置が、前述の登録講習修了者

の急増に繋がったものである。

また、法に規定する要件を具備すれば国土交通大臣の登録を受けることができることとされたことに伴い、平成20年12月25日現在、登録講習機関は、財団法人不動産流通近代化センター以下合計12団体となっている。

3 身体障害者等への配慮

都道府県が直接実施していた時から引き続き、車いす使用者等歩行困難な受験者や視覚障害等のある受験者に対しては、同様の必要な配慮を講じている。

現在講じている身体障害者等への配慮は次のとおりである。

① 協力機関の判断でできる配慮

- 車いす使用等のため1階の試験室を必要とする場合
- 心臓病等のため低層階の試験室を必要とする場合
- 試験会場へ車で乗り入れることを必要とする場合
- その他上記に準ずる場合

② 機構に協議した上で講ずる配慮

- 点字による試験問題の使用
- 文字を拡大した試験問題の使用
- カセットテープによる試験問題の使用
- 点字による解答用紙の使用
- 拡大した解答用紙の使用
- 口頭解答（試験監督員の代筆）
- 付添人の同伴措置
- 試験時間の延長措置（1時間を限度）
- その他上記に準ずる配慮

4 協力機関の一部変更【平成16年度～平成19年度】

試験会場の確保、試験案内の配布、申込受付、当日の試験監督等及び合格発表等、試験地での事務については、当該都道府県知事の

推薦を受けた外郭団体又は業界団体を協力機関として、当該事務を委託してきた。

協力機関は、都道府県によって事情が異なり、当初は、都道府県の外郭団体等15、業界団体32で構成していたが、その後、各県の事情により、①平成16年度に(財)鹿児島県住宅・建築総合センターから(社)鹿児島県宅地建物取引業協会、②平成18年度に(社)高知県建設技術公社から(社)高知県宅地建物取引業協会、③平成19年度に(財)栃木県建設総合技術センターから(社)栃木県宅地建物取引業協会へと、3県において、当該知事からの推薦の変更が行われた。

5 試験事務規程等の改正・整備及び試験委員会の設置【平成18年度】

(1) 試験事務規程・細則の改正

試験事務規程及び同細則について、抜本的な見直しを行い、平成19年3月1日付で、次に掲げる内容の改正を行った。

① 試験委員会の設置【第19条】

公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、試験問題の作成及び採点に係る手順等の明確化を図るとともに、情報開示請求等に係る適切かつ円滑な対応ができるよう、試験委員会を設置した。

② 協力機関の位置付けの明確化【第26条】

機構が指定試験機関として都道府県知事の委任を受けて試験事務を実施するに当たり、試験地における申込受付や試験監督等の事務は、当該知事の推薦を受けた協力機関に委託してきたが、これまでの協力機関の実績を踏まえ、協力機関を試験事務規程に位置付けてその役割や責任等の明確化を図った。

③ その他

上記のほか、試験の方法など本来試験事務規程に掲げるべき事項に係る同細則からの移設、受験申込書の事務処理手続など同細則に

掲げるべき事項に係る試験事務規程からの移設及び宅地建物取引業法施行規則第13条の7の規定を踏まえた整序並びに文言の整理等を行った。

(2) 試験委員会運営要綱等の制定等

試験事務規程の改正による試験委員会の設置に伴い、平成19年3月1日付で、その組織及び運営に関し必要な事項を定めた「試験委員会運営要綱」を制定した。

併せて、「試験委員会WG設置要綱」を定めるとともに、従来の「試験事務推進委員会設置要綱」並びに「試験事務推進委員会の構成等について」は、廃止した。

また、試験の実施に関する事務に係る行政手続法第13条第1項の規定に基づく聴聞の手続について必要な事項を定めた「聴聞に関する規程」を平成18年7月1日付で制定した。

6 試験事務マニュアルの改定とDVDの更新【平成18年度～20年度】

試験事務マニュアルは、昭和63年度に初版を作成し毎年改定してきたが、平成18年度にA4判に変更するとともに、平成19年度から平成20年度にかけて、天災等の際の措置要領の一部改正等抜本的な見直しを行い、再編整備のための改定を行った。

また、試験監督事務に係るDVDについても、試験事務マニュアルの改定や試験問題のA4判化等に基づく内容の精査を行い、平成19年度及び20年度に逐次更新した。

7 登録講習修了者に係る行政処分【平成18年度～20年度】

(1) 登録講習機関による登録講習修了者証明書の誤発行（18年度：神奈川県）

登録講習機関が受講者全員の登録講習修了者証明書を事前に印刷し、未修了者のものを抜き忘れ誤って発行した。

このうち1人が登録講習修了者証明書を受験申込書に添付し、平成17年度に登録講習修了者として申し込み合格したが、法第17条第2項の規定に基づき、平成18年7月25日付で合格決定の取消処分を行った。

(2) 宅建業者が業に従事していない者に対して証明書を発行（19年度：岐阜県）

平成17年度及び18年度に登録講習修了者として申し込み合格したが、後日、登録講習の申込みを行う際には宅地建物取引業に従事していなかったことが、岐阜県の調査により判明した。平成17年度合格者4人、18年度合格者1人の計5人が該当していたが、法第17条第2項の規定に基づき、平成19年10月11日付で合格決定の取消処分を行った。

(3) 宅建業者が業に従事していない者に対して証明書を発行（20年度：東京都ほか6県）

平成17年度及び18年度に登録講習修了者として申し込み合格したが、後日、登録講習の申込みを行う際には宅地建物取引業に従事していなかったことが、国土交通省の調査により判明した。平成17年度合格者5人、18年度合格者7人の計12人が該当していたが、法第17条第2項の規定に基づき、平成20年4月21日付で合格決定の取消処分を行った。

8 試験事務に係る改善措置等

平成17年度

(1) インターネット受付の導入と持参受付の廃止

申込者の利便性の向上並びに受付事務の効率化・省力化を図るために、平成17年度にインターネット受付を導入した。インターネット受付は、受験手数料の支払方法や顔写真の添付方法等の技術的な課題を解決した上で導入したため、受付段階で混乱を生ずることはなかった。

また、持参受付については、インターネット受付の導入により廃止することとしていたが、激変緩和措置として平成17年度まで実施し、平成18年度に全面的に廃止した。この結果、平成17年度に限り、持参、郵送及びインターネットの三分で受験申込みを受け付けた。

なお、インターネット受付の件数は、平成17年度23,025人（割合10.2%）、平成18年度31,730人（同13.2%）、平成19年度40,769人（同15.6%）、平成20年度43,707人（同16.8%）と順調に増加している。

(2) その他の改善措置等

- 受験票に圧着式はがきを採用
- 試験問題の表紙の「注意事項」の整理
- 解答用紙の「注意事項」の整理

平成18年度

(1) 携帯電話から合否を確認できるシステムの設定

受験者の利便性に配慮し、機構のホームページにおいて、平成14年度から合格者の受験番号及び合否の判定基準、平成15年度からは試験問題の正解番号を合格発表の日から2か月間掲載している。

さらに、携帯電話からも機構ホームページへのアクセスにより合格者の受験番号及び合否の判定基準を確認できるシステムを平成18年度に設定した。なお、この期間は、合格発表の日から15日間としている。

(2) その他の改善措置等

- 合格証書の様式変更（A4横→A4縦）
- 途中退出者を「途中退出者」、「一時離席者」及び「棄権者」へ整理
- 試験監督員等委嘱状の廃止
- 試験事務マニュアルにおける危機管理事項の整理及び設定
- 「二次災害回避のための誘導等」を試験本部員・試験監督員の標準事務へ整理

- 業務委託料算出基準の改定（会場借上費を二区分から四区分へ細分化）
- 印刷事務の見直しによる経費節減 [第1次]
- 各種様式の整理 [第1次]

平成19年度

(1) 顔写真のサイズの統一

顔写真については、①本人識別をより容易にするために顔の部分の寸法を大きくすること、②従来の基準は幅を設けていたために説明が煩わしいこと、③申込者の利便性に配慮すると普遍的なサイズが適切であること等の理由から、平成19年度に新パスポートサイズに統一した。

なお、この規格変更に関する公表の時期を平成19年度の実施公告及び試験案内によることとしたため、平成19年度は経過措置期間とし、全面实施は平成20年度からとした。

(2) その他の改善措置等

- 試験案内ポスターを「A1・縦」及び「A2・縦」の二種類へ整理
- 受験票（圧着式はがき）の堅牢化
- 試験問題の表紙から試験の名称を削除（作成過程における秘密保持の強化）
- 郵送申込者入力システムの充実
- 電算システムの一部改善
- 再委託申請手続の設定
- 業務委託料算出基準の改定（会場借上費の改定・申込者データ入力費の新設）
- 印刷事務の見直しによる経費節減 [第2次]
- 各種様式の整理 [第2次]

平成20年度

(1) 試験案内、受験申込書及び試験問題のA4判化

申込者の利便性等を勘案し、試験案内、受験申込書及び試験問題については、平成20年度から従来のB5判をA4判に変更（試験事

務規程細則改正。施行日：平成20年3月1日）し、併せて、文字のポイントも拡大した。また、搬送用コンテナもA4判仕様のものに作り直した。

(2) 一般紙への広告の廃止

試験の一般紙への広告については、費用対効果等の視点から、平成20年度から廃止した（住宅新報、週刊住宅及び住宅流通新聞の各専門紙への広告は継続）。

この措置は、①試験案内の配布場所、試験の受付期間及び試験日については広く定着していること、②最近の申込者は、少なくともその60%程度はリピーターであることと見込まれること、③試験に係る情報収集は、インターネットや専門紙から得ていることが大勢であると見込まれること、④インターネット申込者が19年度は40,000人を超え（※注：20年度は43,707人）、以後も増加が見込まれることなどの理由による。

(3) その他の改善措置等

- 合格証書の割印の省略
- 電算委託事務の見直しによる経費節減
- 印刷事務の見直しによる経費節減 [第3次]
- 業務委託料算出基準の改定（旅費相当額の繰入）
- 各種様式の整理 [第3次]

9 平成21年度における主な変更等（予定）

(1) 実施公告を官報一括掲載へ変更等

宅地建物取引業法施行規則第10条の規定に基づく試験の施行及び試験の期日等の公告（実施公告）について、都道府県公報に掲載する方法から官報に一括掲載する方法に変更する。

併せて、施行規則第11条の規定に基づく合格の公告について、理事長が指定する場所へ

の掲示又は都道府県公報に掲載する方法に整理する。

これは、都道府県の事務負担を軽減するための措置である（試験事務規程第7条第1項及び第28条各項を改正。施行日：平成21年3月1日）。

(2) 試験案内ポスターのデザインを一新

試験案内ポスターについて、従来の文字だけの陳腐なものをインパクトのあるデザインのものに一新するとともに、サイズを「A2・縦」の一種類に統一する。

(3) 受験申込書（郵送）等の送付方法の変更

従来の配達記録郵便が平成21年2月28日限りで廃止されたために、①郵送申込みによる受験申込書の郵送方法、②郵送された受験申込書に不備があり返送する場合等について、配達記録郵便から簡易書留に変更する。（試験事務規程細則第4条各項を改正。施行日：平成21年3月1日）。

(4) 協力機関の一部変更

平成21年度に、(社)佐賀県楠風会から(社)佐賀県宅地建物取引業協会、(財)宮崎県建築住宅センターから(社)宮崎県宅地建物取引業協会へと、2県において当該知事からの推薦団体の変更される。

この結果、協力機関の構成は、都道府県の外郭団体等10、業界団体37となる（※注：昭和63年度以降、計5県において変更されることとなる。）。

◆表－1 試験実施結果一覧

年 度	申込者	増(▲)減	受験者	合格者	試験日	合格発表日	試験会場	試験監督員等
		(増減率)	(受験率)	(合格率)				
昭和63年度	280,660	61,571	235,803	39,537	10月16日	11月24日	168	12,000
		28.1	84.0	16.8				
平成元年度	339,282	58,622	281,701	41,978	10月15日	11月29日	193	14,349
		20.9	83.0	14.9				
平成2年度	422,904	83,622	342,111	44,149	10月21日	12月5日	244	18,579
		24.6	80.9	12.9				
平成3年度	348,008	▲74,896	280,779	39,181	10月20日	12月4日	229	16,012
		▲17.7	80.7	14.0				
平成4年度	282,806	▲65,202	223,700	35,733	10月18日	12月2日	201	13,134
		▲18.7	79.1	16.0				
平成5年度	242,212	▲40,594	195,577	28,138	10月17日	12月1日	184	11,384
		▲14.4	80.7	14.4				
平成6年度	248,076	5,864	201,542	30,500	10月16日	11月30日	191	11,926
		2.4	81.2	15.1				
平成7年度	249,678	1,602	202,589	28,124	10月15日	11月29日	191	12,132
		0.6	81.1	13.9				
平成8年度	244,915	▲4,763	197,168	29,065	10月20日	12月4日	192	12,106
		▲1.9	80.5	14.7				
平成9年度	234,175	▲10,740	190,131	26,835	10月19日	12月3日	199	11,584
		▲4.4	81.2	14.1				
平成10年度	224,822	▲9,353	179,713	24,930	10月18日	12月2日	197	11,102
		▲4.0	79.9	13.9				
平成11年度	222,913	▲1,909	178,384	28,277	10月17日	12月1日	185	10,644
		▲0.8	80.0	15.9				
平成12年度	210,465	▲12,448	168,094	25,928	10月15日	11月29日	176	10,455
		▲5.6	79.9	15.4				
平成13年度	204,629	▲5,836	165,104	25,203	10月21日	12月5日	174	9,912
		▲2.8	80.7	15.3				
平成14年度	209,672	5,043	169,657	29,423	10月20日	12月4日	167	10,083
		2.5	80.9	17.3				
平成15年度	210,182	510	169,625	25,942	10月19日	12月3日	177	10,325
		0.2	80.7	15.3				
平成16年度	216,830	6,648	173,457	27,639	10月17日	12月1日	185	10,786
		3.2	80.0	15.9				
平成17年度	226,665	9,835	181,880	31,520	10月16日	11月30日	197	11,434
		4.5	80.2	17.3				
平成18年度	240,278	13,613	193,573	33,191	10月15日	11月29日	199	12,512
		6.0	80.6	17.1				
平成19年度	260,633	20,355	209,684	36,203	10月21日	12月5日	204	13,180
		8.5	80.5	17.3				
平成20年度	260,591	▲42	209,415	33,946	10月19日	12月3日	242	13,708
		▲0.02	80.4	16.2				
【合計】	5,380,396	-	4,349,687	665,442	-	-	4,095	257,347
		-	80.8	15.3				

◆表一 2-① 都道府県別実施結果・累計【総括】

		申込者	受験者	受験率	合格者	合格率
北海道・東北	北海道	154,691	124,652	80.6	17,133	13.7
	青森	26,260	21,022	80.1	2,644	12.6
	岩手	29,540	23,102	78.2	2,834	12.3
	宮城	89,777	71,300	79.4	9,558	13.4
	秋田	21,250	17,051	80.2	2,145	12.6
	山形	23,813	19,221	80.7	2,704	14.1
	福島	52,604	42,226	80.3	5,008	11.9
北関東・甲信越	茨城	92,366	74,871	81.1	10,433	13.9
	栃木	62,147	49,449	79.6	6,285	12.7
	群馬	63,526	52,000	81.9	7,710	14.8
	新潟	58,295	46,815	80.3	7,242	15.5
	山梨	29,220	23,233	79.5	2,755	11.9
	長野	63,191	49,604	78.5	6,429	13.0
一都三県	埼玉	403,613	329,329	81.6	52,855	16.0
	千葉	331,472	267,667	80.8	44,622	16.7
	東京	908,850	726,695	80.0	125,648	17.3
	神奈川	519,427	419,849	80.8	68,394	16.3
北陸・東海	富山	30,896	24,504	79.3	3,453	14.1
	石川	42,700	33,995	79.6	4,545	13.4
	福井	22,444	17,269	76.9	2,451	14.2
	岐阜	58,381	47,732	81.8	6,496	13.6
	静岡	126,976	103,613	81.6	14,681	14.2
	愛知	259,232	213,344	82.3	32,691	15.3
	三重	52,916	43,030	81.3	6,031	14.0
近畿	滋賀	50,007	40,749	81.5	5,441	13.4
	京都	131,202	108,067	82.4	16,500	15.3
	大阪	465,770	381,226	81.8	58,163	15.3
	兵庫	271,171	222,897	82.2	34,245	15.4
	奈良	69,462	57,499	82.8	8,418	14.6
	和歌山	31,092	25,215	81.1	3,433	13.6
中国・四国	鳥取	11,732	9,107	77.6	1,316	14.5
	島根	16,065	12,569	78.2	1,785	14.2
	岡山	58,957	47,550	80.7	6,762	14.2
	広島	110,418	89,628	81.2	13,768	15.4
	山口	39,800	32,018	80.4	4,744	14.8
	徳島	22,813	18,198	79.8	2,451	13.5
	香川	34,793	28,049	80.6	4,209	15.0
	愛媛	39,908	32,146	80.6	4,815	15.0
	高知	17,583	14,251	81.0	2,174	15.3
九州・沖縄	福岡	218,093	176,102	80.7	25,295	14.4
	佐賀	21,250	17,096	80.5	2,104	12.3
	長崎	38,067	30,550	80.3	3,981	13.0
	熊本	53,882	43,271	80.3	5,608	13.0
	大分	33,927	26,394	77.8	3,505	13.3
	宮崎	27,837	22,288	80.1	2,922	13.1
	鹿児島	43,909	34,327	78.2	4,185	12.2
	沖縄	49,071	38,917	79.3	4,871	12.5
【合計】		5,380,396	4,349,687	80.8	665,442	15.3

◆表-2-② 都道府県別実施結果・累計【内訳】

		一般受験者				登録講習修了者					
		申込者	受験者	受験率	合格者	合格率	申込者	受験者	受験率	合格者	合格率
北海道・東北	北海道	149,235	119,756	80.2	16,013	13.4	5,456	4,896	89.7	1,120	22.9
	青森	25,594	20,414	79.8	2,509	12.3	666	608	91.3	135	22.2
	岩手	28,837	22,486	78.0	2,694	12.0	703	616	87.6	140	22.7
	宮城	87,623	69,374	79.2	9,108	13.1	2,154	1,926	89.4	450	23.4
	秋田	20,704	16,541	79.9	2,032	12.3	546	510	93.4	113	22.2
	山形	23,312	18,759	80.5	2,573	13.7	501	462	92.2	131	28.4
	福島	51,504	41,223	80.0	4,777	11.6	1,100	1,003	91.2	231	23.0
北関東・甲信越	茨城	89,865	72,603	80.8	9,861	13.6	2,501	2,268	90.7	572	25.2
	栃木	60,437	47,871	79.2	5,921	12.4	1,710	1,578	92.3	364	23.1
	群馬	61,918	50,522	81.6	7,349	14.5	1,608	1,478	91.9	361	24.4
	新潟	56,975	45,600	80.0	6,958	15.3	1,320	1,215	92.0	284	23.4
	山梨	28,621	22,682	79.2	2,655	11.7	599	551	92.0	100	18.1
	長野	61,831	48,374	78.2	6,130	12.7	1,360	1,230	90.4	299	24.3
一都三県	埼玉	389,673	316,773	81.3	49,470	15.6	13,940	12,556	90.1	3,385	27.0
	千葉	321,058	258,287	80.4	42,029	16.3	10,414	9,380	90.1	2,593	27.6
	東京	871,285	692,591	79.5	116,510	16.8	37,565	34,104	90.8	9,138	26.8
	神奈川	498,743	401,041	80.4	63,562	15.8	20,684	18,808	90.9	4,832	25.7
北陸・東海	富山	30,190	23,868	79.1	3,271	13.7	706	636	90.1	182	28.6
	石川	41,603	33,002	79.3	4,308	13.1	1,097	993	90.5	237	23.9
	福井	21,886	16,764	76.6	2,307	13.8	558	505	90.5	144	28.5
	岐阜	56,907	46,386	81.5	6,153	13.3	1,474	1,346	91.3	343	25.5
	静岡	123,358	100,282	81.3	13,931	13.9	3,618	3,331	92.1	750	22.5
	愛知	251,184	205,950	82.0	30,895	15.0	8,048	7,394	91.9	1,796	24.3
	三重	51,197	41,438	80.9	5,627	13.6	1,719	1,592	92.6	404	25.4
近畿	滋賀	48,589	39,466	81.2	5,144	13.0	1,418	1,283	90.5	297	23.1
	京都	127,138	104,363	82.1	15,574	14.9	4,064	3,704	91.1	926	25.0
	大阪	449,321	366,326	81.5	54,604	14.9	16,449	14,900	90.6	3,559	23.9
	兵庫	263,261	215,686	81.9	32,383	15.0	7,910	7,211	91.2	1,862	25.8
	奈良	67,700	55,890	82.6	8,009	14.3	1,762	1,609	91.3	409	25.4
	和歌山	30,521	24,710	81.0	3,316	13.4	571	505	88.4	117	23.2
中国・四国	鳥取	11,439	8,827	77.2	1,244	14.1	293	280	95.6	72	25.7
	島根	15,716	12,251	78.0	1,691	13.8	349	318	91.1	94	29.6
	岡山	57,492	46,202	80.4	6,437	13.9	1,465	1,348	92.0	325	24.1
	広島	107,580	87,014	80.9	13,180	15.1	2,838	2,614	92.1	588	22.5
	山口	38,728	31,047	80.2	4,507	14.5	1,072	971	90.6	237	24.4
	徳島	22,349	17,768	79.5	2,329	13.1	464	430	92.7	122	28.4
	香川	33,944	27,257	80.3	3,996	14.7	849	792	93.3	213	26.9
	愛媛	38,888	31,197	80.2	4,571	14.7	1,020	949	93.0	244	25.7
九州・沖縄	高知	17,096	13,807	80.8	2,049	14.8	487	444	91.2	125	28.2
	福岡	211,296	169,933	80.4	23,911	14.1	6,797	6,169	90.8	1,384	22.4
	佐賀	20,837	16,713	80.2	2,020	12.1	413	383	92.7	84	21.9
	長崎	37,259	29,808	80.0	3,819	12.8	808	742	91.8	162	21.8
	熊本	52,697	42,212	80.1	5,359	12.7	1,185	1,059	89.4	249	23.5
	大分	33,143	25,664	77.4	3,352	13.1	784	730	93.1	153	21.0
	宮崎	27,334	21,834	79.9	2,793	12.8	503	454	90.3	129	28.4
	鹿児島	42,974	33,458	77.9	3,975	11.9	935	869	92.9	210	24.2
沖縄	47,836	37,747	78.9	4,625	12.3	1,235	1,170	94.7	246	21.0	
	【合計】	5,206,678	4,191,767	80.5	625,531	14.9	173,718	157,920	90.9	39,911	25.3

◆表一 3 男女別の申込者、受験者及び合格者並びに合格率

年 度	区分	申込者	(構成比)	受験者	受験率	合格者	構成比	合格率
昭和63年度	男	221,115	78.8%	184,804	78.4%	28,845	73.0%	15.6%
	女	59,545	21.2%	50,999	21.6%	10,692	27.0%	21.0%
平成元年度	男	264,565	78.0%	218,100	77.4%	29,426	70.1%	13.5%
	女	74,717	22.0%	63,601	22.6%	12,552	29.9%	19.7%
平成2年度	男	319,468	75.5%	256,017	74.8%	30,028	68.0%	11.7%
	女	103,436	24.5%	86,094	25.2%	14,121	32.0%	16.4%
平成3年度	男	262,774	75.5%	210,291	74.9%	26,796	68.4%	12.7%
	女	85,234	24.5%	70,488	25.1%	12,385	31.6%	17.6%
平成4年度	男	215,336	76.1%	168,848	75.5%	25,680	71.9%	15.2%
	女	67,470	23.9%	54,852	24.5%	10,053	28.1%	18.3%
平成5年度	男	185,677	76.7%	148,729	76.0%	20,569	73.1%	13.8%
	女	56,535	23.3%	46,848	24.0%	7,569	26.9%	16.2%
平成6年度	男	190,207	76.7%	153,571	76.2%	22,119	72.5%	14.4%
	女	57,869	23.3%	47,971	23.8%	8,381	27.5%	17.5%
平成7年度	男	190,578	76.3%	153,637	75.8%	20,096	71.5%	13.1%
	女	59,100	23.7%	48,952	24.2%	8,028	28.5%	16.4%
平成8年度	男	186,485	76.1%	148,804	75.5%	20,344	70.0%	13.7%
	女	58,430	23.9%	48,364	24.5%	8,721	30.0%	18.0%
平成9年度	男	179,766	76.8%	144,783	76.1%	18,949	70.6%	13.1%
	女	54,409	23.2%	45,348	23.9%	7,886	29.4%	17.4%
平成10年度	男	174,113	77.4%	138,246	76.9%	18,118	72.7%	13.1%
	女	50,709	22.6%	41,467	23.1%	6,812	27.3%	16.4%
平成11年度	男	173,391	77.8%	137,723	77.2%	21,378	75.6%	15.5%
	女	49,522	22.2%	40,661	22.8%	6,899	24.4%	17.0%
平成12年度	男	161,992	77.0%	128,374	76.4%	18,699	72.1%	14.6%
	女	48,473	23.0%	39,720	23.6%	7,229	27.9%	18.2%
平成13年度	男	157,290	76.9%	126,096	76.4%	18,515	73.5%	14.7%
	女	47,339	23.1%	39,008	23.6%	6,688	26.5%	17.1%
平成14年度	男	161,323	76.9%	129,743	76.5%	21,784	74.0%	16.8%
	女	48,349	23.1%	39,914	23.5%	7,639	26.0%	19.1%
平成15年度	男	160,034	76.1%	128,394	75.7%	18,690	72.0%	14.6%
	女	50,148	23.9%	41,231	24.3%	7,252	28.0%	17.6%
平成16年度	男	164,014	75.6%	130,391	75.2%	19,902	72.0%	15.3%
	女	52,816	24.4%	43,066	24.8%	7,737	28.0%	18.0%
平成17年度	男	170,593	75.3%	136,129	74.8%	22,595	71.7%	16.6%
	女	56,072	24.7%	45,751	25.2%	8,925	28.3%	19.5%
平成18年度	男	179,877	74.9%	144,212	74.5%	23,825	71.8%	16.5%
	女	60,401	25.1%	49,361	25.5%	9,366	28.2%	19.0%
平成19年度	男	193,942	74.4%	155,481	74.2%	26,550	73.3%	17.1%
	女	66,691	25.6%	54,203	25.8%	9,653	26.7%	17.8%
平成20年度	男	192,289	73.8%	153,833	73.5%	24,172	71.2%	15.7%
	女	68,302	26.2%	55,582	26.5%	9,774	28.8%	17.6%
【合計】	男	4,104,829	76.3%	3,296,206	75.8%	477,080	71.7%	14.5%
	女	1,275,567	23.7%	1,053,481	24.2%	188,362	28.3%	17.9%
	【計】	5,380,396	-	4,349,687	-	665,442	-	15.3%

◆表－４ 年代別の申込者と構成比

年 度	区分	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60歳以上	【計】
昭和63年度	申込者	4,689	113,768	89,336	51,073	18,192	3,602	280,660
	構成比	1.7	40.5	31.8	18.2	6.5	1.3	－
平成元年度	申込者	5,076	139,531	103,136	65,498	21,622	4,419	339,282
	構成比	1.5	41.1	30.4	19.3	6.4	1.3	－
平成2年度	申込者	6,739	180,819	122,645	80,969	26,188	5,544	422,904
	構成比	1.6	42.8	29.0	19.1	6.2	1.3	－
平成3年度	申込者	5,685	151,674	97,199	65,863	22,820	4,767	348,008
	構成比	1.6	43.6	27.9	18.9	6.6	1.4	－
平成4年度	申込者	4,621	123,260	77,585	53,687	19,479	4,174	282,806
	構成比	1.6	43.6	27.4	19.0	6.9	1.5	－
平成5年度	申込者	4,031	106,980	65,344	44,910	17,088	3,859	242,212
	構成比	1.7	44.2	27.0	18.5	7.1	1.6	－
平成6年度	申込者	4,367	112,475	65,567	44,370	17,342	3,955	248,076
	構成比	1.8	45.3	26.4	17.9	7.0	1.6	－
平成7年度	申込者	4,811	115,339	65,255	43,614	16,727	3,932	249,678
	構成比	1.9	46.2	26.1	17.5	6.7	1.6	－
平成8年度	申込者	4,056	113,748	62,207	43,438	17,163	4,303	244,915
	構成比	1.7	46.4	25.4	17.7	7.0	1.8	－
平成9年度	申込者	3,665	105,651	62,117	40,550	17,856	4,336	234,175
	構成比	1.6	45.1	26.5	17.3	7.6	1.9	－
平成10年度	申込者	3,315	96,815	62,966	38,673	18,799	4,254	224,822
	構成比	1.5	43.1	28.0	17.2	8.4	1.9	－
平成11年度	申込者	3,351	92,593	64,107	37,800	20,766	4,296	222,913
	構成比	1.5	41.5	28.8	17.0	9.3	1.9	－
平成12年度	申込者	2,885	86,375	61,862	34,990	20,258	4,095	210,465
	構成比	1.4	41.0	29.4	16.6	9.6	1.9	－
平成13年度	申込者	2,717	82,450	62,357	33,109	19,953	4,043	204,629
	構成比	1.3	40.3	30.5	16.2	9.8	2.0	－
平成14年度	申込者	2,833	82,028	65,701	33,557	21,236	4,317	209,672
	構成比	1.4	39.1	31.3	16.0	10.1	2.1	－
平成15年度	申込者	3,010	79,407	67,850	33,891	21,644	4,380	210,182
	構成比	1.4	37.8	32.3	16.1	10.3	2.1	－
平成16年度	申込者	3,049	81,800	71,158	35,050	21,229	4,544	216,830
	構成比	1.4	37.7	32.8	16.2	9.8	2.1	－
平成17年度	申込者	3,280	84,960	75,045	36,506	22,226	4,648	226,665
	構成比	1.4	37.5	33.1	16.1	9.8	2.1	－
平成18年度	申込者	3,182	90,495	80,338	38,511	22,976	4,776	240,278
	構成比	1.3	37.7	33.4	16.0	9.6	2.0	－
平成19年度	申込者	3,235	97,759	86,986	42,992	24,014	5,647	260,633
	構成比	1.2	37.5	33.4	16.5	9.2	2.2	－
平成20年度	申込者	3,203	93,966	86,625	46,033	24,232	6,532	260,591
	構成比	1.2	36.1	33.2	17.7	9.3	2.5	－
【合計】	申込者	81,800	2,231,893	1,595,386	945,084	431,810	94,423	5,380,396
	構成比	1.5	41.5	29.7	17.6	8.0	1.8	－

◆表一 5 年代別の受験者と構成比

年 度	区分	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60歳以上	【計】
昭和63年度	受験者	4,153	95,780	73,378	43,302	15,960	3,230	235,803
	構成比	1.8	40.6	31.1	18.4	6.8	1.4	-
平成元年度	受験者	4,393	116,225	83,638	54,711	18,849	3,885	281,701
	構成比	1.6	41.3	29.7	19.4	6.7	1.4	-
平成2年度	受験者	5,825	146,630	96,710	65,936	22,214	4,796	342,111
	構成比	1.7	42.9	28.3	19.3	6.5	1.4	-
平成3年度	受験者	4,936	122,748	75,984	53,544	19,410	4,157	280,779
	構成比	1.8	43.7	27.1	19.1	6.9	1.5	-
平成4年度	受験者	3,972	97,801	59,568	42,446	16,332	3,581	223,700
	構成比	1.8	43.7	26.6	19.0	7.3	1.6	-
平成5年度	受験者	3,634	86,662	51,027	36,310	14,590	3,354	195,577
	構成比	1.9	44.3	26.1	18.6	7.5	1.7	-
平成6年度	受験者	3,893	91,773	51,883	35,817	14,734	3,442	201,542
	構成比	1.9	45.5	25.7	17.8	7.3	1.7	-
平成7年度	受験者	4,250	94,347	51,427	34,953	14,213	3,399	202,589
	構成比	2.1	46.6	25.4	17.3	7.0	1.7	-
平成8年度	受験者	3,592	92,485	48,753	34,259	14,359	3,720	197,168
	構成比	1.8	46.9	24.7	17.4	7.3	1.9	-
平成9年度	受験者	3,224	86,524	49,185	32,347	15,102	3,749	190,131
	構成比	1.7	45.5	25.9	17.0	7.9	2.0	-
平成10年度	受験者	2,888	78,425	49,202	30,091	15,440	3,667	179,713
	構成比	1.6	43.6	27.4	16.7	8.6	2.0	-
平成11年度	受験者	2,933	74,449	50,314	29,722	17,235	3,731	178,384
	構成比	1.6	41.7	28.2	16.7	9.7	2.1	-
平成12年度	受験者	2,543	69,783	48,329	27,305	16,629	3,505	168,094
	構成比	1.5	41.5	28.8	16.2	9.9	2.1	-
平成13年度	受験者	2,348	67,537	49,007	26,195	16,512	3,505	165,104
	構成比	1.4	40.9	29.7	15.9	10.0	2.1	-
平成14年度	受験者	2,526	67,323	51,975	26,481	17,630	3,722	169,657
	構成比	1.5	39.7	30.6	15.6	10.4	2.2	-
平成15年度	受験者	2,647	65,298	53,415	26,725	17,749	3,791	169,625
	構成比	1.6	38.5	31.5	15.8	10.5	2.2	-
平成16年度	受験者	2,712	66,581	55,701	27,247	17,306	3,910	173,457
	構成比	1.6	38.4	32.1	15.7	10.0	2.3	-
平成17年度	受験者	2,856	69,418	59,011	28,620	18,007	3,968	181,880
	構成比	1.6	38.2	32.4	15.7	9.9	2.2	-
平成18年度	受験者	2,791	74,464	63,408	30,224	18,650	4,036	193,573
	構成比	1.4	38.5	32.8	15.6	9.6	2.1	-
平成19年度	受験者	2,829	79,833	68,878	33,978	19,419	4,747	209,684
	構成比	1.3	38.1	32.8	16.2	9.3	2.3	-
平成20年度	受験者	2,764	76,708	68,635	36,193	19,579	5,536	209,415
	構成比	1.3	36.6	32.8	17.3	9.3	2.6	-
【合計】	受験者	71,709	1,820,794	1,259,428	756,406	359,919	81,431	4,349,687
	構成比	1.6	41.9	29.0	17.4	8.3	1.9	-

◆表－6 年代別の合格者と構成比

年 度	区分	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60歳以上	【計】
昭和63年度	合格者	404	16,402	12,892	7,147	2,230	462	39,537
	構成比	1.0	41.5	32.6	18.1	5.6	1.2	－
平成元年度	合格者	464	17,367	12,952	8,278	2,424	493	41,978
	構成比	1.1	41.4	30.9	19.7	5.8	1.2	－
平成2年度	合格者	609	19,123	12,977	8,407	2,543	490	44,149
	構成比	1.4	43.3	29.4	19.0	5.8	1.1	－
平成3年度	合格者	546	17,308	11,402	7,388	2,143	394	39,181
	構成比	1.4	44.2	29.1	18.9	5.5	1.0	－
平成4年度	合格者	486	15,311	10,401	6,682	2,388	465	35,733
	構成比	1.4	42.8	29.1	18.7	6.7	1.3	－
平成5年度	合格者	389	12,503	7,974	5,000	1,911	361	28,138
	構成比	1.4	44.4	28.3	17.8	6.8	1.3	－
平成6年度	合格者	406	13,712	8,414	5,206	2,245	517	30,500
	構成比	1.3	45.0	27.6	17.1	7.4	1.7	－
平成7年度	合格者	481	14,042	7,795	4,021	1,490	295	28,124
	構成比	1.7	49.9	27.7	14.3	5.3	1.0	－
平成8年度	合格者	361	14,460	7,417	4,561	1,877	389	29,065
	構成比	1.2	49.8	25.5	15.7	6.5	1.3	－
平成9年度	合格者	342	13,141	7,252	3,933	1,853	314	26,835
	構成比	1.3	49.0	27.0	14.7	6.9	1.2	－
平成10年度	合格者	262	11,889	7,367	3,414	1,700	298	24,930
	構成比	1.1	47.7	29.6	13.7	6.8	1.2	－
平成11年度	合格者	215	11,137	8,961	4,656	2,810	498	28,277
	構成比	0.8	39.4	31.7	16.5	9.9	1.8	－
平成12年度	合格者	266	11,948	7,818	3,436	2,073	387	25,928
	構成比	1.0	46.1	30.2	13.3	8.0	1.5	－
平成13年度	合格者	209	10,980	8,052	3,556	2,059	347	25,203
	構成比	0.8	43.6	31.9	14.1	8.2	1.4	－
平成14年度	合格者	297	12,516	9,413	4,141	2,571	485	29,423
	構成比	1.0	42.5	32.0	14.1	8.7	1.6	－
平成15年度	合格者	271	10,463	8,795	3,713	2,270	430	25,942
	構成比	1.0	40.3	33.9	14.3	8.8	1.7	－
平成16年度	合格者	308	11,279	9,570	3,799	2,233	450	27,639
	構成比	1.1	40.8	34.6	13.7	8.1	1.6	－
平成17年度	合格者	408	12,660	10,838	4,553	2,522	539	31,520
	構成比	1.3	40.2	34.4	14.4	8.0	1.7	－
平成18年度	合格者	422	13,735	11,497	4,548	2,492	497	33,191
	構成比	1.3	41.4	34.6	13.7	7.5	1.5	－
平成19年度	合格者	355	14,572	12,704	5,247	2,678	647	36,203
	構成比	1.0	40.3	35.1	14.5	7.4	1.8	－
平成20年度	合格者	338	13,094	12,121	5,265	2,451	677	33,946
	構成比	1.0	38.6	35.7	15.5	7.2	2.0	－
【合計】	合格者	7,839	287,642	206,612	106,951	46,963	9,435	665,442
	構成比	1.2	43.2	31.0	16.1	7.1	1.4	－

◆表一 7 年代別の合格者と合格率

年 度	区分	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60歳以上	【計】
昭和63年度	合格者	404	16,402	12,892	7,147	2,230	462	39,537
	合格率	9.7	17.1	17.6	16.5	14.0	14.3	16.8
平成元年度	合格者	464	17,367	12,952	8,278	2,424	493	41,978
	合格率	10.6	14.9	15.5	15.1	12.9	12.7	14.9
平成2年度	合格者	609	19,123	12,977	8,407	2,543	490	44,149
	合格率	10.5	13.0	13.4	12.8	11.4	10.2	12.9
平成3年度	合格者	546	17,308	11,402	7,388	2,143	394	39,181
	合格率	11.1	14.1	15.0	13.8	11.0	9.5	14.0
平成4年度	合格者	486	15,311	10,401	6,682	2,388	465	35,733
	合格率	12.2	15.7	17.5	15.7	14.6	13.0	16.0
平成5年度	合格者	389	12,503	7,974	5,000	1,911	361	28,138
	合格率	10.7	14.4	15.6	13.8	13.1	10.8	14.4
平成6年度	合格者	406	13,712	8,414	5,206	2,245	517	30,500
	合格率	10.4	14.9	16.2	14.5	15.2	15.0	15.1
平成7年度	合格者	481	14,042	7,795	4,021	1,490	295	28,124
	合格率	11.3	14.9	15.2	11.5	10.5	8.7	13.9
平成8年度	合格者	361	14,460	7,417	4,561	1,877	389	29,065
	合格率	10.1	15.6	15.2	13.3	13.1	10.5	14.7
平成9年度	合格者	342	13,141	7,252	3,933	1,853	314	26,835
	合格率	10.6	15.2	14.7	12.2	12.3	8.4	14.1
平成10年度	合格者	262	11,889	7,367	3,414	1,700	298	24,930
	合格率	9.1	15.2	15.0	11.3	11.0	8.1	13.9
平成11年度	合格者	215	11,137	8,961	4,656	2,810	498	28,277
	合格率	7.3	15.0	17.8	15.7	16.3	13.3	15.9
平成12年度	合格者	266	11,948	7,818	3,436	2,073	387	25,928
	合格率	10.5	17.1	16.2	12.6	12.5	11.0	15.4
平成13年度	合格者	209	10,980	8,052	3,556	2,059	347	25,203
	合格率	8.9	16.3	16.4	13.6	12.5	9.9	15.3
平成14年度	合格者	297	12,516	9,413	4,141	2,571	485	29,423
	合格率	11.8	18.6	18.1	15.6	14.6	13.0	17.3
平成15年度	合格者	271	10,463	8,795	3,713	2,270	430	25,942
	合格率	10.2	16.0	16.5	13.9	12.8	11.3	15.3
平成16年度	合格者	308	11,279	9,570	3,799	2,233	450	27,639
	合格率	11.4	16.9	17.2	13.9	12.9	11.5	15.9
平成17年度	合格者	408	12,660	10,838	4,553	2,522	539	31,520
	合格率	14.3	18.2	18.4	15.9	14.0	13.6	17.3
平成18年度	合格者	422	13,735	11,497	4,548	2,492	497	33,191
	合格率	15.1	18.4	18.1	15.0	13.4	12.3	17.1
平成19年度	合格者	355	14,572	12,704	5,247	2,678	647	36,203
	合格率	12.5	18.3	18.4	15.4	13.8	13.6	17.3
平成20年度	合格者	338	13,094	12,121	5,265	2,451	677	33,946
	合格率	12.2	17.1	17.7	14.5	12.5	12.2	16.2
【合計】	合格者	7,839	287,642	206,612	106,951	46,963	9,435	665,442
	合格率	10.9	15.8	16.4	14.1	13.0	11.6	15.3

◆表－8 職業別の申込者と構成比

年 度	区分	不動産業	金融業	建設業	他業種	学生	主婦	その他	【計】
昭和63年度	申込者	－	－	－	－	－	－	－	280,660
	構成比	－	－	－	－	－	－	－	－
平成元年度	申込者	－	－	－	－	－	－	－	339,282
	構成比	－	－	－	－	－	－	－	－
平成2年度	申込者	－	－	－	－	－	－	－	422,904
	構成比	－	－	－	－	－	－	－	－
平成3年度	申込者	－	－	－	－	－	－	－	348,008
	構成比	－	－	－	－	－	－	－	－
平成4年度	申込者	－	－	－	－	－	－	－	282,806
	構成比	－	－	－	－	－	－	－	－
平成5年度	申込者	－	－	－	－	－	－	－	242,212
	構成比	－	－	－	－	－	－	－	－
平成6年度	申込者	－	－	－	－	－	－	－	248,076
	構成比	－	－	－	－	－	－	－	－
平成7年度	申込者	－	－	－	－	－	－	－	249,678
	構成比	－	－	－	－	－	－	－	－
平成8年度	申込者	55,048	31,169	54,034	51,303	27,852	10,342	15,167	244,915
	構成比	22.5	12.7	22.1	20.9	11.4	4.2	6.2	－
平成9年度	申込者	55,083	28,694	55,592	46,575	24,483	9,048	14,700	234,175
	構成比	23.5	12.3	23.7	19.9	10.5	3.9	6.3	－
平成10年度	申込者	52,202	28,497	54,026	43,539	21,864	8,617	16,077	224,822
	構成比	23.2	12.7	24.0	19.4	9.7	3.8	7.2	－
平成11年度	申込者	51,590	27,565	50,475	44,020	23,347	8,276	17,640	222,913
	構成比	23.1	12.4	22.6	19.7	10.5	3.7	7.9	－
平成12年度	申込者	51,379	24,657	46,387	40,529	21,713	8,041	17,759	210,465
	構成比	24.4	11.7	22.0	19.3	10.3	3.8	8.4	－
平成13年度	申込者	53,096	21,307	43,587	40,453	20,832	7,562	17,792	204,629
	構成比	25.9	10.4	21.3	19.8	10.2	3.7	8.7	－
平成14年度	申込者	56,264	21,661	42,088	41,691	20,361	7,466	20,141	209,672
	構成比	26.8	10.3	20.1	19.9	9.7	3.6	9.6	－
平成15年度	申込者	58,037	21,072	39,640	42,703	21,014	7,462	20,254	210,182
	構成比	27.6	10.0	18.9	20.3	10.0	3.6	9.6	－
平成16年度	申込者	61,668	20,171	39,447	44,585	22,446	7,621	20,892	216,830
	構成比	28.4	9.3	18.2	20.6	10.4	3.5	9.6	－
平成17年度	申込者	68,284	18,971	40,668	44,677	23,885	7,723	22,457	226,665
	構成比	30.1	8.4	17.9	19.7	10.5	3.4	9.9	－
平成18年度	申込者	75,802	19,064	43,150	47,334	24,562	7,649	22,717	240,278
	構成比	31.5	7.9	18.0	19.7	10.2	3.2	9.5	－
平成19年度	申込者	85,861	21,833	44,736	54,789	25,816	8,082	19,516	260,633
	構成比	32.9	8.4	17.2	21.0	9.9	3.1	7.5	－
平成20年度	申込者	83,842	22,886	44,784	56,687	24,056	8,329	20,007	260,591
	構成比	32.2	8.8	17.2	21.8	9.2	3.2	7.7	－
【合計】	申込者	－	－	－	－	－	－	－	5,380,396
	8年度以降	808,156	307,547	598,614	598,885	302,231	106,218	245,119	2,966,770
	構成比	27.2	10.4	20.2	20.2	10.2	3.6	8.3	－

※注① 「－」欄は、データ処理していない年度及び区分を示し、「その他」には「不明」を含む。

② 合計欄の構成比は、平成8年度以降の実績に基づくものである。

◆表一 9 職業別の受験者と構成比

年 度	区分	不動産業	金融業	建設業	他業種	学生	主婦	その他	【計】
昭和63年度	受験者	75,778	—	—	110,405	18,259	31,361		235,803
	構成比	32.1	—	—	46.8	7.7	13.3		—
平成元年度	受験者	87,732	42,420	—	79,586	23,398	15,604	32,961	281,701
	構成比	31.1	15.1	—	28.3	8.3	5.5	11.7	—
平成2年度	受験者	99,346	50,683	—	101,658	29,977	20,727	39,720	342,111
	構成比	29.0	14.8	—	29.7	8.8	6.1	11.6	—
平成3年度	受験者	80,612	41,713	—	89,370	24,087	15,598	29,399	280,779
	構成比	28.7	14.9	—	31.8	8.6	5.6	10.5	—
平成4年度	受験者	63,341	34,893	—	72,428	19,637	11,776	21,625	223,700
	構成比	28.3	15.6	—	32.4	8.8	5.3	9.7	—
平成5年度	受験者	53,804	29,729	—	63,585	18,882	9,897	19,680	195,577
	構成比	27.5	15.2	—	32.5	9.7	5.1	10.1	—
平成6年度	受験者	55,507	28,104	—	64,410	23,005	9,964	20,552	201,542
	構成比	27.5	13.9	—	32.0	11.4	4.9	10.2	—
平成7年度	受験者	57,188	26,909	—	63,660	25,570	9,418	19,844	202,589
	構成比	28.2	13.3	—	31.4	12.6	4.6	9.8	—
平成8年度	受験者	46,344	23,784	42,018	40,622	23,512	8,657	12,231	197,168
	構成比	23.5	12.1	21.3	20.6	11.9	4.4	6.2	—
平成9年度	受験者	46,680	22,075	43,574	37,474	20,714	7,557	12,057	190,131
	構成比	24.6	11.6	22.9	19.7	10.9	4.0	6.3	—
平成10年度	受験者	43,662	21,798	41,461	34,394	18,515	7,019	12,864	179,713
	構成比	24.3	12.1	23.1	19.1	10.3	3.9	7.2	—
平成11年度	受験者	42,797	21,363	38,581	34,811	19,689	6,831	14,312	178,384
	構成比	24.0	12.0	21.6	19.5	11.0	3.8	8.0	—
平成12年度	受験者	42,494	18,723	35,323	32,027	18,449	6,621	14,457	168,094
	構成比	25.3	11.1	21.0	19.1	11.0	3.9	8.6	—
平成13年度	受験者	44,280	16,236	33,598	32,345	17,862	6,234	14,549	165,104
	構成比	26.8	9.8	20.3	19.6	10.8	3.8	8.8	—
平成14年度	受験者	46,951	16,718	32,423	33,300	17,605	6,234	16,426	169,657
	構成比	27.7	9.9	19.1	19.6	10.4	3.7	9.7	—
平成15年度	受験者	48,251	16,157	30,574	33,969	18,179	6,170	16,325	169,625
	構成比	28.4	9.5	18.0	20.0	10.7	3.6	9.6	—
平成16年度	受験者	50,960	15,150	30,284	34,945	19,257	6,180	16,681	173,457
	構成比	29.4	8.7	17.5	20.1	11.1	3.6	9.6	—
平成17年度	受験者	57,348	14,214	31,228	34,727	20,343	6,284	17,736	181,880
	構成比	31.5	7.8	17.2	19.1	11.2	3.5	9.8	—
平成18年度	受験者	63,881	14,466	33,069	37,100	21,009	6,186	17,862	193,573
	構成比	33.0	7.5	17.1	19.2	10.9	3.2	9.2	—
平成19年度	受験者	72,314	16,203	34,575	42,653	21,937	6,512	15,490	209,684
	構成比	34.5	7.7	16.5	20.3	10.5	3.1	7.4	—
平成20年度	受験者	70,348	17,511	34,578	44,102	20,260	6,813	15,803	209,415
	構成比	33.6	8.4	16.5	21.1	9.7	3.3	7.5	—
【合計】	受験者	1,249,618	488,849	461,286	1,117,571	440,146	211,643	380,574	4,349,687
	構成比	28.7	11.2	10.6	25.7	10.1	4.9	8.7	—

※注① 「—」欄は、データ処理していない年度及び区分を示し、「その他」には「不明」を含む。

② 昭和63年度の「主婦・その他」の受験者数は、合計欄では「その他」に合算している。

◆表-10 職業別の合格者と構成比

年 度	区分	不動産業	金融業	建設業	他業種	学生	主婦	その他	【計】
昭和63年度	合格者	11,940	-	-	17,683	2,739		7,175	39,537
	構成比	30.2	-	-	44.7	6.9		18.1	-
平成元年度	合格者	12,218	5,126	-	11,577	3,283	3,940	5,834	41,978
	構成比	29.1	12.2	-	27.6	7.8	9.4	13.9	-
平成2年度	合格者	12,258	5,004	-	12,604	3,896	4,261	6,126	44,149
	構成比	27.8	11.3	-	28.5	8.8	9.7	13.9	-
平成3年度	合格者	9,877	5,083	-	12,071	3,760	3,641	4,749	39,181
	構成比	25.2	13.0	-	30.8	9.6	9.3	12.1	-
平成4年度	合格者	9,195	5,534	-	11,284	3,300	2,690	3,730	35,733
	構成比	25.7	15.5	-	31.6	9.2	7.5	10.4	-
平成5年度	合格者	7,239	4,471	-	8,440	2,973	1,936	3,079	28,138
	構成比	25.7	15.9	-	30.0	10.6	6.9	10.9	-
平成6年度	合格者	7,101	4,181	-	9,339	3,746	2,288	3,845	30,500
	構成比	23.3	13.7	-	30.6	12.3	7.5	12.6	-
平成7年度	合格者	7,047	3,348	-	8,444	3,966	1,888	3,431	28,124
	構成比	25.1	11.9	-	30.0	14.1	6.7	12.2	-
平成8年度	合格者	5,850	3,468	4,211	6,604	4,084	2,034	2,814	29,065
	構成比	20.1	11.9	14.5	22.7	14.1	7.0	9.7	-
平成9年度	合格者	5,965	2,997	4,318	5,930	3,341	1,667	2,617	26,835
	構成比	22.2	11.2	16.1	22.1	12.5	6.2	9.8	-
平成10年度	合格者	5,328	3,060	3,997	5,321	2,994	1,451	2,779	24,930
	構成比	21.4	12.3	16.0	21.3	12.0	5.8	11.1	-
平成11年度	合格者	6,672	3,508	4,660	6,036	2,592	1,482	3,327	28,277
	構成比	23.6	12.4	16.5	21.3	9.2	5.2	11.8	-
平成12年度	合格者	5,643	2,733	4,056	5,370	3,199	1,419	3,508	25,928
	構成比	21.8	10.5	15.6	20.7	12.3	5.5	13.5	-
平成13年度	合格者	5,823	2,232	3,843	5,720	2,860	1,344	3,381	25,203
	構成比	23.1	8.9	15.2	22.7	11.3	5.3	13.4	-
平成14年度	合格者	6,555	2,938	4,316	6,542	3,350	1,460	4,262	29,423
	構成比	22.3	10.0	14.7	22.2	11.4	5.0	14.5	-
平成15年度	合格者	6,378	2,235	3,471	5,794	2,987	1,355	3,722	25,942
	構成比	24.6	8.6	13.4	22.3	11.5	5.2	14.3	-
平成16年度	合格者	6,750	2,216	3,572	6,333	3,390	1,447	3,931	27,639
	構成比	24.4	8.0	12.9	22.9	12.3	5.2	14.2	-
平成17年度	合格者	9,289	2,390	3,729	6,457	3,885	1,428	4,342	31,520
	構成比	29.5	7.6	11.8	20.5	12.3	4.5	13.8	-
平成18年度	合格者	10,140	2,453	3,824	6,882	4,321	1,404	4,167	33,191
	構成比	30.6	7.4	11.5	20.7	13.0	4.2	12.6	-
平成19年度	合格者	12,625	2,617	3,971	7,732	4,294	1,351	3,613	36,203
	構成比	34.9	7.2	11.0	21.4	11.9	3.7	10.0	-
平成20年度	合格者	11,079	3,036	3,880	7,653	3,513	1,447	3,338	33,946
	構成比	32.6	8.9	11.4	22.5	10.3	4.3	9.8	-
【合計】	合格者	174,972	68,630	51,848	173,816	72,473	39,933	83,770	665,442
	構成比	26.3	10.3	7.8	26.1	10.9	6.0	12.6	-

※注① 「-」欄は、データ処理していない区分を示し、「その他」には「不明」を含む。

② 昭和63年度の「金融業」及び昭和63年度～平成7年度の「建設業」は、合計欄では「他業種」に積算している。

③ 昭和63年度の「主婦・その他」は、合計欄では「その他」に合算している。

◆表一 1 1 職業別の合格者と合格率

年 度	区分	不動産業	金融業	建設業	他業種	学生	主婦	その他	【計】
昭和63年度	合格者	11,940	-	-	17,683	2,739	7,175		39,537
	合格率	15.8	-	-	16.0	15.0	22.9		16.8
平成元年度	合格者	12,218	5,126	-	11,577	3,283	3,940	5,834	41,978
	合格率	13.9	12.1	-	14.5	14.0	25.2	17.7	14.9
平成2年度	合格者	12,258	5,004	-	12,604	3,896	4,261	6,126	44,149
	合格率	12.3	9.9	-	12.4	13.0	20.6	15.4	12.9
平成3年度	合格者	9,877	5,083	-	12,071	3,760	3,641	4,749	39,181
	合格率	12.3	12.2	-	13.5	15.6	23.3	16.2	14.0
平成4年度	合格者	9,195	5,534	-	11,284	3,300	2,690	3,730	35,733
	合格率	14.5	15.9	-	15.6	16.8	22.8	17.2	16.0
平成5年度	合格者	7,239	4,471	-	8,440	2,973	1,936	3,079	28,138
	合格率	13.5	15.0	-	13.3	15.7	19.6	15.6	14.4
平成6年度	合格者	7,101	4,181	-	9,339	3,746	2,288	3,845	30,500
	合格率	12.8	14.9	-	14.5	16.3	23.0	18.7	15.1
平成7年度	合格者	7,047	3,348	-	8,444	3,966	1,888	3,431	28,124
	合格率	12.3	12.4	-	13.3	15.5	20.0	17.3	13.9
平成8年度	合格者	5,850	3,468	4,211	6,604	4,084	2,034	2,814	29,065
	合格率	12.6	14.6	10.0	16.3	17.4	23.5	23.0	14.7
平成9年度	合格者	5,965	2,997	4,318	5,930	3,341	1,667	2,617	26,835
	合格率	12.8	13.6	9.9	15.8	16.1	22.1	21.7	14.1
平成10年度	合格者	5,328	3,060	3,997	5,321	2,994	1,451	2,779	24,930
	合格率	12.2	14.0	9.6	15.5	16.2	20.7	21.6	13.9
平成11年度	合格者	6,672	3,508	4,660	6,036	2,592	1,482	3,327	28,277
	合格率	15.6	16.4	12.1	17.3	13.2	21.7	23.2	15.9
平成12年度	合格者	5,643	2,733	4,056	5,370	3,199	1,419	3,508	25,928
	合格率	13.3	14.6	11.5	16.8	17.3	21.4	24.3	15.4
平成13年度	合格者	5,823	2,232	3,843	5,720	2,860	1,344	3,381	25,203
	合格率	13.2	13.7	11.4	17.7	16.0	21.6	23.2	15.3
平成14年度	合格者	6,555	2,938	4,316	6,542	3,350	1,460	4,262	29,423
	合格率	14.0	17.6	13.3	19.6	19.0	23.4	25.9	17.3
平成15年度	合格者	6,378	2,235	3,471	5,794	2,987	1,355	3,722	25,942
	合格率	13.2	13.8	11.4	17.1	16.4	22.0	22.8	15.3
平成16年度	合格者	6,750	2,216	3,572	6,333	3,390	1,447	3,931	27,639
	合格率	13.2	14.6	11.8	18.1	17.6	23.4	23.6	15.9
平成17年度	合格者	9,289	2,390	3,729	6,457	3,885	1,428	4,342	31,520
	合格率	16.2	16.8	11.9	18.6	19.1	22.7	24.5	17.3
平成18年度	合格者	10,140	2,453	3,824	6,882	4,321	1,404	4,167	33,191
	合格率	15.9	17.0	11.6	18.5	20.6	22.7	23.3	17.1
平成19年度	合格者	12,625	2,617	3,971	7,732	4,294	1,351	3,613	36,203
	合格率	17.5	16.2	11.5	18.1	19.6	20.7	23.3	17.3
平成20年度	合格者	11,079	3,036	3,880	7,653	3,513	1,447	3,338	33,946
	合格率	15.7	17.3	11.2	17.4	17.3	21.2	21.1	16.2
【合計】	合格者	174,972	68,630	51,848	173,816	72,473	39,933	83,770	665,442
	合格率	14.0	14.0	11.2	15.6	16.5	18.9	22.0	15.3

※注① 「-」欄は、データ処理していない区分を示し、「その他」には「不明」を含む。

② 昭和63年度の「金融業」及び昭和63年度～平成7年度の「建設業」は、合計欄では「他業種」に積算している。

③ 昭和63年度の「主婦・その他」は、合計欄では「その他」に合算している。

◆表-12 登録講習修了者の推移

年 度	申込者	増 (▲) 減	増 (▲) 減率	受験者	受験率	合格者	合格率
平成9年度	5,496	-	-	5,160	93.9	1,019	19.7
平成10年度	6,713	1,217	22.1	6,040	90.0	1,196	19.8
平成11年度	6,740	27	0.4	6,044	89.7	1,912	31.6
平成12年度	4,978	▲ 1,762	▲ 26.1	4,535	91.1	1,121	24.7
平成13年度	4,695	▲ 283	▲ 5.7	4,314	91.9	1,019	23.6
平成14年度	4,757	62	1.3	4,390	92.3	968	22.1
平成15年度	4,477	▲ 280	▲ 5.9	4,039	90.2	991	24.5
[小計]	37,856	-	-	34,522	91.2	8,226	23.8
平成16年度	4,306	▲ 171	▲ 3.8	3,944	91.6	904	22.9
平成17年度	20,568	16,262	377.7	19,109	92.9	5,549	29.0
平成18年度	30,408	9,840	47.8	27,742	91.2	7,033	25.4
平成19年度	37,739	7,331	24.1	34,143	90.5	9,509	27.9
平成20年度	42,841	5,102	13.5	38,460	89.8	8,690	22.6
[小計]	135,862	-	-	123,398	90.8	31,685	25.7
【合計】	173,718	-	-	157,920	90.9	39,911	25.3

※注① 平成9年度～15年度は「指定講習修了者」を示し、平成16年度以降は「登録講習修了者」を示す。

② 登録講習制度の運用開始は平成16年度であるが、申込者数に反映したのは平成17年度からである。

◆表-13 協力機関一覧

試験地	団体の名称	電話番号	備考
北海道・東北	北海道 (社)北海道宅地建物取引業協会	011-642-4422	
	青森 (社)青森県宅地建物取引業協会	017-722-4086	
	岩手 (財)岩手県建築住宅センター	019-623-4414	
	宮城 (社)宮城県宅地建物取引業協会	022-266-2273	
	秋田 (社)秋田県宅地建物取引業協会	018-865-1671	
	山形 (社)山形県宅地建物取引業協会	023-623-7502	
	福島 (社)福島県宅地建物取引業協会	024-531-3445	
北関東・甲信越	茨城 (社)茨城県宅地建物取引業協会	029-225-5300	
	栃木 (社)栃木県宅地建物取引業協会	028-648-5611	平成19年度から
	群馬 (社)群馬県宅地建物取引業協会	027-243-3388	
	新潟 (社)新潟県宅地建物取引業協会	025-247-1177	
	山梨 (社)山梨県宅地建物取引業協会	055-243-4300	
	長野 (社)長野県宅地建物取引業協会	026-226-5454	
一都三県	埼玉 (社)埼玉県弘済会	048-822-7926	
	千葉 (財)千葉県まちづくり公社	043-224-4701	
	東京 (財)東京都防災・建築まちづくりセンター	03-5466-2470	
	神奈川 (社)神奈川県土地建物保全協会	045-312-1411	
北陸・東海	富山 (社)富山県宅地建物取引業協会	076-425-5514	
	石川 (社)石川県宅地建物取引業協会	076-291-2255	
	福井 (社)福井県宅地建物取引業協会	0776-24-0680	
	岐阜 (社)岐阜県宅地建物取引業協会	058-275-1171	
	静岡 (社)静岡県宅地建物取引業協会	054-246-7150	
	愛知 (社)愛知県宅地建物取引業協会	052-953-8040	
	三重 (社)三重県宅地建物取引業協会	059-227-5018	
近畿	滋賀 (社)滋賀県宅地建物取引業協会	077-524-5456	
	京都 (社)京都市宅地建物取引業協会	075-415-2140	
	大阪 (財)大阪府宅地建物取引主任者センター	06-6944-0281	
	兵庫 (社)兵庫県宅地建物取引業協会	078-367-7227	
	奈良 (社)奈良県宅地建物取引業協会	0742-61-4528	
	和歌山 (社)和歌山県宅地建物取引業協会	073-471-6000	
中国・四国	鳥取 (社)鳥取県宅地建物取引業協会	0857-23-3569	
	島根 (財)島根県建築住宅センター	0852-26-4577	
	岡山 (社)岡山県総合協力事業団	086-232-1315	
	広島 (社)広島県宅地建物取引業協会	082-243-0011	
	山口 (社)山口県宅地建物取引業協会	083-973-7111	
	徳島 (社)徳島県宅地建物取引業協会	088-625-0318	
	香川 (社)香川県宅地建物取引業協会	087-823-2300	
	愛媛 (社)愛媛県宅地建物取引業協会	089-943-2184	
	高知 (社)高知県宅地建物取引業協会	088-823-2001	平成18年度から
九州・沖縄	福岡 (財)福岡県建築住宅センター	092-737-8013	
	佐賀 (社)佐賀県宅地建物取引業協会	0952-32-7120	平成21年度から
	長崎 (社)長崎県宅地建物取引業協会	095-848-3888	
	熊本 (社)熊本県宅地建物取引業協会	096-213-1355	
	大分 (一般社団法人)大分県庁交友会	097-536-3960	
	宮崎 (社)宮崎県宅地建物取引業協会	0985-26-4523	平成21年度から
	鹿児島 (社)鹿児島県宅地建物取引業協会	099-252-7111	平成16年度から
	沖縄 (社)沖縄県宅地建物取引業協会	098-861-3402	
	栃木 (財)栃木県建設技術総合センター		昭和63年度～平成18年度
	高知 (社)高知県建設技術公社		昭和63年度～平成17年度
	佐賀 (社)佐賀県楠風会		昭和63年度～平成20年度
	宮崎 (財)宮崎県建築住宅センター		昭和63年度～平成20年度
	鹿児島 (財)鹿児島県住宅・建築総合センター		昭和63年度～平成15年度